

第 131 回 広島 2 人デモ

2015 年 8 月 21 日（金曜日）18:00 ~ 19:00
毎週金曜日に歩いてます 飛び入り歓迎です



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

原子炉起動を「再稼働」と主張する マスコミの権力迎合体質—やはり 30km圏自治体同意も再稼働法的要件

本日のトピック

- 「再稼働」の定義の曖昧さにつけ込むマスコミ・政府・電力業界、そして首相官邸
- 原子炉起動を突然「再稼働」と言い始めたマスコミ
- 使用前検査のための起動・発送電を「再稼働」と言い始めた九州電力
- メディア各社が「起動＝再稼働」との表現で合意
- 規制基準適合性審査は終了していない川内原発 1 号機
- 運転差止仮処分命令を受けている関西高浜原発は「起動後検査」ができるのか？
- 本来「通常営業運転再開＝再稼働」を「検査起動＝再稼働」としたため、記事作りに四苦八苦するマスコミ
- 都合良く「再稼働」を使い分けるマスコミ・電力会社、混乱を深める国民、遠ざかる正確な現状理解

- 「通常営業運転＝再稼働」の政治判断責任から逃げまくる安倍晋三内閣総理大臣＝原子力災害対策本部長
- 原子力災害対策本部長は、国民の生命、身体及び財産を守るためにオールマイティの権限が与えられている
- 原発 30km 圏自治体同意がなぜ再稼働の法的要件なのか
- 原発再稼働に関して責任をもつ行政機関はどこか？
- 原子力災害対策（住民避難）の法的責任は当該地方自治体にある
- 自治体「避難計画」実効性検証委員会
- 安倍内閣、原子力規制委、30km 圏自治体、3 者三つ巴の無責任体制

「再稼働」の定義の曖昧さにつけ込む マスコミ・政府・電力業界、そして 首相官邸

2015 年 8 月 12 日付けのマスコミ各紙、NHK をはじめとするテレビや共同通信、そして共同通信記事をあたかも自社記事のように見せかけて新聞紙面に麗々しく掲載する地方紙各社は、一斉に、判で押したように「8 月 11 日、川内原発再稼働」と大々的に報じました。多くの人は、「ああ、とうとう川内原発は再稼働したんだな」と思いつつも、何かのど元に魚の小骨が引っかかったような違和感を覚えたことだと思います。そして自分が感じた違和感をあまり深く考えるゆとりも、十分な知識もないまま、仕事や勉強に、あるいは日々の雑用に追われ、「日本のは原発再稼働をはじめた」というイメージだけが頭の中に残っていくことだろうと思います。

「再稼働だ」といわれて違和感を覚えたのも当然だと思います。というのはこれまで「日本のエネルギー安全保障の立場からみると、原発の再稼働は是非とも必要なことである」と主張する原発賛成論者も、「再稼働は慎重に」と主張する消極的賛成派も、「再稼働反対！こどもを守れ」と主張する反対派も、「再稼働」を、電力会社（原子力事業者）が、フクシマ事故後新たにできた原子力規制委員会の規制基準適合性審査に合格し、その範囲についてはいろいろ議論があるものの、原発立地自治体の同意を得て行う原発の「通常営業運転」のことを頭の中に思い浮かべていたからです。等式化すると以下のごとくです

通常営業運転再開＝原発再稼働

マスコミも含めて、今まで「再稼働」とは通常営業運転再開、という意味で使ってきたはずですが、ところが、川内原発 1 号機で、8 月 11 日に起こったことは、原子炉内で制御棒を引き抜き、制御された核分裂連鎖反応が開始された（**臨界状態になった**）に過ぎません。「通常運転再開＝再稼働」の定義からするとおおよそかけ離れた状態です。なぜマスコミが揃いも揃って、制御棒を引き抜くこと＝起動、をもって「再稼働だ！」と突如として言い始めたのか、その狙いは何なのかはこのチラシの後で追々みていくこととして、このチラシは今「原発再稼働」問題を巡って、日本列島の中で何が行われているのかを、現行原子力規制法体系の枠組みの中で位置づけてみよう、とするものです。

図 1 は、8 月 15 日付けの朝日新聞の記事です。14 日に川内 1 号機で発電した電気を電力網に接続したことをもって、「発送電開始」と報じています。先に「起動」を「再稼働」としたのだから、発送電開始を「再稼働」と書けなくなったのです。しかも中で、川内原発 1・2 号機ばかりでなく、関西電力高浜原発 3・4 号機や四国電力伊方原発 3 号機も「新規制基準を満たす、と認められ」と断定口調で書いています。このことをしっかり覚えておいてください。事実はまるで違うからです…。

<次頁へ続く>

図 1 2015 年 8 月 15 日（土曜日）
朝日新聞（大阪本社版）10 版 9 面

川内原発が発送電開始
原発供給 1 年 11 カ月ぶり

東日本大震災後の新規制基準下で初めて再稼働した九州電力川内原発 1 号機（鹿児島県薩摩川内市、89 万キロワット）の発電と送電が、14 日午前 9 時に始まった。国内での原発からの電力供給は 1 年 11 カ月ぶり。約 10 日後に出力を 100% が、比較的高い気温が続くが、これまでの「原発ゼロ」でも電力供給は余裕がある。

川内 1 号機は原子力規制委員会の最終検査を経て、9 月上旬に営業運転に移る。九電は川内 2 号機も 10 月中旬の再稼働を目指す。（福井県）四国電力伊方 3 号機（愛媛県）も新規制基準を満たすと認められ、

原子炉起動を突然「再稼働」と言い始めたマスコミ

前述のように、フクシマ事故後、「原発再稼働」とは規制委員会の規制基準適合性審査に合格し、国民的合意を経てとまではいいませんが、少なくとも原発立地自治体（その範囲はのちに触れるように 30km 圏自治体です）の同意を得て、行われる原発の通常営業運転のはずです。賛成・反対の意見は別として、私たちは、そのようにこの言葉を理解し、また使ってきました。

図2は、2015年8月11日付けの朝日新聞（大阪本社版）1面トップの記事です。「川内原発きょう再稼働」と見出しを打っています。リードでは「原子炉内で核分裂を抑えている制御棒を引き抜き、原子炉を起動する」と明らかに「起動」を「再稼働」としています。これは朝日新聞に限らず、全てのマスコミがまるで判を押したかのように同じ見解、すなわち「起動＝再稼働」と「報道」しています。再稼働は、原子力規制委員会の規制基準適合性審査終了（合格）後でなければなりません。従ってつじつま合わせのように、「川内1号機を巡る動き」と題する時系列表で「14年9月 原子力規制委員会が新規規制基準を満たした“審査書”を決定」と表示し、本文中では「14年9月に同基準に適合していると、全国の原発の中で初めて原子力規制委員会に認められた」と念押しをしています。

この時なぜ朝日は「規制基準の審査を終了し合格した」とわかりやすく、はっきり書かず、「審査書を決定」、「認められた」などと間接的、曖昧な表現をするのでしょうか？ **正解はこの記事の執筆者である長崎潤一郎記者が、川内原発1号機はまだ規制基準適合性審査に合格していないことを知っており、しかも一般読者にはあたかも「規制基準に合格」したかのような印象を持たせたいから、**という他はありません。

図4は「川内原発再稼働」を大々的に報ずる、翌8月12日付けの朝日新聞一面トップの記事です。11日とほぼ同じ内容の記事立てで、見出しの惹句もほぼ同じ。違うところは記事の扱いです。一面のほぼ上段半分を潰して「川内原発再稼働」を大々的に報じている点です。またこの日2面で「責任あいまい」と題する大きな記事、4面で「野党が批判」、5面で「識者の見方」、

7面で「電力各社は期待」、10面では「社説」、29面の社会面では「周辺で抗議活動」と反・脱原発市民グループの抗議活動を伝えています。不思議なのは朝日新聞によると、29面に登場する「反・脱原発市民グループ」はすべて、8月11日に川内1号機が「再稼働」したことを認めてしまっている点です。さらに不思議なのは、7面の「電力各社は期待」の記事では、関西の経済団体の歓迎のコメントは掲載しているものの、**肝心の九州電力のコメントは一切ありません。**九州電力のコメントは1面記事中に瓜生道明社長の「安全確保を最優先に今後の工程を進める」という当たり障りのないコメントを紹介しているだけです。輪をかけて不思議なのは、これだけ大きな紙面構成をしておき、**各界の主要人物や識者の声、野党の声明などを紹介しておきながら、**

原子力規制委員会のコメントが一切掲載されていないのです。 答えは簡単でしょう。規制委にコメントを求めても「川内原発1号機は現在使用前検査中です」以上の答えはせず、「川内原発再稼働」の紙面構成に沿ったコメントは期待できないからです。

こうしてみると、朝日新聞（朝日新聞に限らず全てのマスコミに共通していますが）が、今までの「再稼働」概念とは全く異なる「再稼働」概念、すなわち検査中であろうがなんであろうが**「原子炉の起動はすなわち再稼働である」**との珍解釈をもちだし、これを大々的に報道する意図がほぼ見えてきます。

目的は「川内原発再稼働」を既成事実化する、この1点でしょう。原発推進勢力を勇気づけ、逆に反・脱原発勢力に引導を渡し、あきらめさせることが狙いだろうと見えてきます。マスコミが政府や原発推進勢力のプロバガンダ機関としてフル回転しているということでもあります。

図2 2015年8月11日（火曜日）朝日新聞（大阪本社版）14版1面

2015年（平成27年）8月11日 火曜日

経済5面／国際6、7面
新説と日曜版
読者サービス
金曜情報12、13面
スポーツ18、19、21面
小説18、25面／地域22、23面
生活24面／文化文芸25面
TVラジオ11、30面
文化は休みました

朝日新聞大阪本社
〒530-8211 大阪市北区中之島2-3-18
電話 06-6211-0111 www.asahi.com

世界が認める金・プラチナ
日本メタル
ニチメタル 0120-66-5610

第97回 全国高校野球
16.16.17.25.28面
健太 高崎（群馬）10-4 志 川（香川）
羽（京都）7-1 岡山学芸館（岡山）
秋田 商（秋田）3-1 龍 谷（佐賀）

オピニオン＆フォーラム・社説・声
社説 性犯罪の罰と考え方／むしろ先生 8面
それから 106年ぶり連載 月～金 25面

参院選意識 質問者に偏り
安保法案の参院審議で、野党は来夏の参院選を見据え、改選対象の議員が連日質問に立つ。一方で自民党は、これまで改選議員が一

川内原発きょう再稼働
九電 新基準初「ゼロ」2年で終了

九電電力の川内原発（兵庫県高砂市）が11日午前、再稼働した。東日本大震災後にできた規制基準を満たす初の再稼働となり、約7年間の「原発ゼロ」は終わる。安部首相は「安全を確保し、経済の活性化に資する」と意気込みを述べた。

川内原発1号機（手前）正門前（下）には再稼働反対を訴える人たちが集まった。11日午前10時46分、龍見島成徳（高砂市）が撮影

川内原発1号機（手前）正門前（下）には再稼働反対を訴える人たちが集まった。11日午前10時46分、龍見島成徳（高砂市）が撮影

図3 2015年8月12日（水曜日）朝日新聞（大阪本社版）14版1面

2015年（平成27年）8月12日 水曜日

経済7面／国際8、9面
金融情報12、13面
読者サービス
金曜情報12、13面
スポーツ14、15、16、17、18面
小説12、25面
地域20、21面
生活24面／文化文芸25面
新聞と9面27面
TVラジオ25、30面

朝日新聞大阪本社
〒530-8211 大阪市北区中之島2-3-18
電話 06-6211-0111 www.asahi.com

人・空気・未来
高砂熱学工業

第97回 全国高校野球
16.17.18.28面
2回戦
東海大相模（神奈川）8:00 聖光学院（福島）
道 学 館（石川）10:30 九州学院（熊本）
作 新 学 館（熊本）13:00 上 田 西 学 校（長野）
中大中京（愛知）15:30 鹿児島実業（鹿児島）
オピニオン＆フォーラム・社説・声
社説 原発再稼働 川内をひな型にするな 10面
それから 106年ぶり連載 月～金 26面

川内原発 再稼働
震災後新基準で初
原発ゼロ2年で終了

九電電力の川内原発（兵庫県高砂市）が11日午前、再稼働した。東日本大震災後にできた規制基準を満たす初の再稼働となり、約7年間の「原発ゼロ」は終わる。安部首相は「安全を確保し、経済の活性化に資する」と意気込みを述べた。

川内原発1号機（手前）正門前（下）には再稼働反対を訴える人たちが集まった。11日午前10時46分、龍見島成徳（高砂市）が撮影

川内原発1号機（手前）正門前（下）には再稼働反対を訴える人たちが集まった。11日午前10時46分、龍見島成徳（高砂市）が撮影

福島事故の現実 直視を
上田 俊英

夏の太陽が大地を熱く照らす。福島県にちりぢりには、避難所が立ち並び、生活が再開できない人たちが暮らしている。再稼働を断る人たちが、この現実を直視している。

川内原発1号機（手前）正門前（下）には再稼働反対を訴える人たちが集まった。11日午前10時46分、龍見島成徳（高砂市）が撮影

3

メディア各社が「起動＝再稼働」との表現で合意

東京に遠藤秀一という人が住んでいます。環境活動家で「ツバル国環境親善大使」という肩書きをもっています。地球環境に対して原発は最大の脅威の一つとする考えから反原発に立っています。遠藤さんは、現在の川内原発のステータスを「再稼働」と呼べるのかどうか、九州電力広報部に取材をしました。回答は私に対するものとはほぼ同様ですが、遠藤さんの場合は、私と違って「**それではなぜ、マスコミは原子炉起動を再稼働とするのか**」と執拗に食い下がりました。普通であれば、「マスコミのことはマスコミに聞いてくれ」と突き放すところですが、九電広報担当者は遠藤さんの迫力に気圧されたようで、ついポロツと次のように漏らしたのです。遠藤さんの報告をそのまま引用します。

「**（九州電力広報部の回答）メディア各社が『起動＝再稼働と表現することで合意した』と聞いています。しかし、当社では再稼働工程という言葉を使っていますが、再稼働日時という言葉は使っていません。実質的な再稼働は通常運転復帰時点と考えられます」（8月16日遠藤さんの電話取材）**

私は、マスコミが揃いも揃って、突然、判で押したように「起動＝再稼働」と報道し始めたことを訝しく思い、恐らく「用語の統一」と称して談合したな、と疑っていたのですが、図らずも遠藤さんの報告は、私の疑いを裏付けた格好です。

（日本のマスコミの「用語・概念の統一」は、今に始まったことではありません。これまでもウンザリするくらい例をあげることができます。実はこれは「言論の談合」です。戦前は軍部による「ハードな言論統制」でしたが、戦後はマスコミ各社の談合・自主規制による「ソフトな言論統制」が一貫して継続しています）

ここでは、九州電力のいう「検査再稼働」も、通常営業運転の再開＝再稼働とはほど遠い実態であること、ましてやマスコミが8月12日に一斉に報じた「川内1号機起動＝再稼働」などは、白を黒と言いくるめるに等しいプロバガンダであることを確認しておけば十分でしょう。インターネットが発達し、特別な立場にいらなくても、普通の一般市民でも、確実な情報が入手できる21世紀に、「談合報道」がまだ通用すると考えている日本のマスコミは嗤うべき存在といわねばなりません。朝日新聞は8月12日の「川内原発再稼働」を大々的に報じた同じ紙面で、一見「再稼働」に批判的な論説を掲載していますが、みずからの報道する「再稼働」がまがい物とわかってみれば、これら一見批判的と見える論説もポーズを通り越して「偽善」といわざるを得ません。

表2 哲野と原子力規制委員会広報担当者との電話でのやりとり（2015年8月13日）

哲野：…そうすると、今度は川内原発の例ですけれども、**川内原発1号機は新規基準による審査・検査が現在時点で終了していませんよね？**確認しておきます。

検査担当：現在、使用前検査中ですから、**審査・検査は終了していません。**

哲野：そうすると、川内原発1号機を起動する、すなわち使用することは炉規制法違反ということになるんじゃないでしょうか？

検査担当：今ご指摘の炉規制法該当条項には、但し書きがついています。**（下記条項の但し書き条項すなわち、「原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りではない。」を指す）**この但し書き条項に該当するんですよ。

（第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制
第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制
（使用前検査）
第四十三条の三の十一
第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）は、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。
2 前項の検査においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする）

哲野：ああ、そうなんですか。知りませんでした。その但し書き条項という原子力規制委員会規制規則というのはどういう中身なんですか？

検査担当：まとめていえば、**検査に伴う使用は許される、**という内容です。

哲野：あ、そりや当然ですよ。検査というのは最終的には原子炉が100%定格出力をし、安定的に発電・送電ができるところまで確認するわけですから、起動しなければ話は始まらない。

検査担当：その場合でも、**届け出が必要な検査申請と、届け出の必要のない検査があります。**

哲野：届け出が必要な検査というのは、どこを指すんでしょうか？

検査担当：**重要施設、もっと端的に言うと、原子炉を使用する検査は必ず事前の届け出と規制委の承認が必要になります。**

哲野：なるほど、ですから今、川内原発1号機の場合は使用前検査の中の起動後検査に入ったけれども、これは九州電力が原子炉を使用しますよと、届け出を行って行っている起動・発送電だと。こう考えてもいいわけですよ。

検査担当：その通りです。

哲野：これは、高浜原発の場合にも同じように当てはまりますか？

検査担当：基本的な検査の流れ、検査合格に至る道筋は全く変わりません。

表1 哲野と九州電力広報部との電話でのやりとり（2015年8月15日）

哲野：8月12日に公表された「川内原発の状況について」の日報に関してお尋ねをいたします。この日報には「再稼働行程」という名称のフローチャート（3頁図4参照）がついていますが、このフローチャートのどこを見ても、どの時点が再稼働なのかがわかりません。7月7日に「燃料装荷」とありますが、これが再稼働なのか、それともマスコミが言うように8月11日「原子炉起動」が再稼働なのか、それとも「原子炉臨界到達」が再稼働なのか、どうもこのフローを見てもいつが再稼働の時点なのかよくわからないんですよ。それで教えて頂こうと思って。

広報部：そのフローで8月14日「発電再開（並列）」とありますよね。それが再稼働だと私どもは考えております。

哲野：並列というのは一種の業界用語だと思うんですが、これは発電した電気を電力網に接続すると。わかりやすく言うと送電を開始すること。こう理解してよろしいですよ？

広報部：その通りです。

哲野：そうすると、九州電力が定義する再稼働は起動し、タービンを回して発電をし、そしてその電気を電力網に接続する、この時点が再稼働であると。こういう理解でいいんですか？

広報部：その通りです。

哲野：**マスコミは起動時点を持って再稼働と報道**してますけど、マスコミの定義とは違うということですか？

広報部：**マスコミがそういう報道をしているのは承知していますが、そのことについてあれこれいう立場にはありません。**

哲野：**炉規制法では検査合格しなければ原子炉を使用してはならない**とありますけど、もしこの条項を当てはめれば、**川内原発1号機は炉規制法違反ということになりませんか？**というのは、炉規制法でいう使用前検査をまだ終了していないわけですから。

広報部：あ、その点なんですけれども、**原子力規制委員会に検査の届け出をすれば、合格前でも使用していいことになっています。**

哲野：炉規制法の但し書き条項の事を言っておられるのですよね？すなわち、事前に届け出をして承認を得れば、検査のための原子炉使用は例外として許される、と。

広報部：その通りです。

哲野：**しつこいようですが、今川内原発1号機は、検査終了していませんよね？検査合格の状態じゃありませんよね、まだ。**

広報部：その通りです。

哲野：**川内原発の使用は炉規制法違反じゃないかという問い合わせは、今までなかったですか？**

広報部：いえ、今まで一度もありませんでした。あなたが初めてです。

哲野：ありがとうございました。

規制基準適合性審査は終了していない川内原発1号機

ここで再度、川内原発 1 号機が原子力規制委員会の規制基準適合性審査及びそれに伴う使用前検査を終了していない、一言でいえば「新規規制基準適合性審査」を終了していない、再稼働の法的要件の重要な一つをクリアしていない、このことを確認しておきたいと思います。「川内原発再稼働問題」を巡る基本中の基本の認識だからです。

表 4 は私が原子力規制委員会に 2015 年 8 月 5 日に電話取材した内容です。8 頁のフローチャート、18 頁元首相菅直人衆議院議員の衆議院原子力問題特別調査委員会（2014 年 11 月 6 日開催）でのやりとりなどを参照しながらご覧ください。

この日菅氏は質疑の冒頭、次のように述べます。

「川内原発に関しては（原子炉）設置変更許可がなされたのが、この（2014 年）9 月 10 日であって、それに引き続いて工事計画認可、さらには保安規定認可、さらには起動前検査、さらには起動後検査、これらが全部合格というか、承認された後に最終的に決定になると。ですからこの中でいえば一番最初の設置変更許可が出された段階で、その後のことはまだこれからだと…こういう理解をしているんですが、委員長、そういう理解で間違いないでしょうか？」

これに対して田中俊一規制委員長は「ご指摘の通り、間違いありません」と答えています。これに対し菅氏は、「原子炉設置変更許可」が出た時点で、「審査合格」と報道するマスコミに対して、規制委がそれは違うと、指摘して欲しいと要望します。しかしその後、マスコミの報道に関して、規制委が注意した形跡はありません。

表 1 では、今度は私が同じ質問を規制委の広報担当者にしていきます。当然同じ答えが返ってきます。中で面白いことに、この担当者は、**設置変更許可、工事計画変更認可、保安規定変更認可を取得した時点で「合格」だといったん答えています。「それでは使用前検査は、法的要求事項ではないということか」と突っ込まれて「使用前検査が終わらないと審査全体は終了ではありません」と訂正しています。**このことは、規制委全体、規制庁全体の中に、審査は形式だけでよい、とするムードが流れていることを意味しています。**規制委、規制庁全体は早くも「国会事故調報告」が危惧するように、「規制の虜」になり始めたと言わされる状況**です。

マスコミ各社はもっとひどい状況で、これまでみたとおり、炉設置変更許可が出た時点で「審査合格」と報道し、使用前検査のうちの、「原子炉起動」をもって「再稼働」と報道する状態です。しかも「言論談合」まで行って報道の「自主規制」を実施し、政府・経産省・電力業界の鷹犬となって、世論誘導・世論操作の先頭に立っている始末です。このマスコミの世論操作を鵜呑みにして、一般市民はともかく、反脱原発市民団体の中にも、川内原発は規制基準に合格し、現在再稼働（これは通常運転再開という意味です。いままですの意味で私たちは再稼働という言葉を使ってきたはずですが）している、と信じている人がいるのが現状です。**げに恐ろしきは、マスコミによる言論統制です。**日本にアドルフ・ヒトラーや東条英機が再び蘇ったとしても驚くにはあたらない状況です。

何度でも繰り返します。**川内原発 1 号機は、現在使用前検査中です。もしこの事実を認めるならば、何人たりとも、川内原発 1 号機を「規制基準審査合格」とはいえないはず**です。「規制基準を合格」していない事実を認めるならば、何人たりとも川内 1 号機の現在のステータスを「再稼働」（＝通常営業運転再開）とは認めないでしょう。

表 4 哲野と原子力規制委員会広報担当者との電話でのやりとり（2015 年 8 月 5 日）

哲野：私は十分理解しているつもりだったんですが、新聞報道を見てると頭が混乱してきましたので、再度確認をさせていただきたい。原子力規制委員会の新規規制基準適合とはいったい、何をもちて適合とするんでしょうか？

担当者：原発の再稼働に関する質問ですか？

哲野：いいえ、原発の再稼働と原子力規制委員会の審査は、全く無関係であるというレベルの知識はちゃんと持っておりますので、そういう質問ではありません。

担当者：あ、そうですか。それですと話は早いんですね。**原子力規制委員会は原発の再稼働について審査していると誤解されている方が多いので…失礼しました。**

哲野：原子力規制委員会の規制基準では、原子炉設置変更許可が根幹で、これに工事計画変更認可、保安規定変更認可が必須条件、こういう理解でよろしいですね？

担当者：ええ、その通りです。基本的には、この 3 点の許認可が必須です。保安規定変更認可をすでに取得していますので、許認可は終わったということですね。

哲野：えっ？それはどういうことですか？

担当者：九州電力川内原発の話だと思ってそう申し上げたんですが…。

哲野：ああ、私はあくまで一般論でお尋ねしていたんですが、そうですね、川内原発の例をとればわかりやすいですね、このままお話を進めましょう。川内原発 1 号機はこれで原子炉設置変更許可、工事計画変更認可、保安規定変更認可の 3 点セットを取得したわけですから、審査終了ということになるわけですか？

（なお、川内原発 1 号機が保安規定変更認可を取得したのは私が電話した当日の 2015 年 8 月 5 日。表 4 参照のこと。2 号機についてはまだ保安規定変更認可を取得していない）

担当者：ええ、許認可は終了ということになります。

哲野：私の質問は、**審査終了という意味なんですが、許認可終了＝審査終了という理解でよろしいんですか？**

担当者：ええ、合格ということですよ。

哲野：そうすると、現在進めている使用前検査や保安検査は、オマケだと。法的な要求事項ではない、とこういう理解でよろしいですか？

担当者：え～～…しばらくお待ちください。（結構長い時間待たされる）

担当者：お待たせしました。**許認可は終了しましたが、使用前検査、保安検査が終わらないと審査全体は終了ではありません。**

哲野：そうすると、今現在川内原発 1 号機は法的要件、この要件を英語で言う Requirement という風に理解していますが、**法的要件をまだ満たしていないという理解でいいですか？**

担当者：そうです。

哲野：そうすると、いつをもって、保安検査終了、使用前検査終了、となるんですか？

担当者：検査が終了した時点です。

哲野：それは、検査が終了しましたよと、口頭で九州電力に伝えて終わりということですか？なんか文書化しておかないと不安なような気がしますけど。

担当者：しばらくお待ちください。…（結構長い時間待たされる）

担当者：お待たせしました。**現地で検査をしているのは原子力規制庁ですから、原子力規制庁が検査報告書を上げて、承認します。**

哲野：検査報告書は九州電力に対して提出するんですか？それもおかしい話ですね。

担当者：**原子力規制庁は、原子力規制委員会の事務方ですから、規制庁に承認権限があるわけではありません。当然、報告書は原子力規制委員会に提出します。**

哲野：ああ、それなら筋が通りますね。そうすると、事務方である原子力規制庁が、親分である原子力規制委員会に検査報告書を提出して、原子力規制委員会がこの検査報告書を承認した時点で検査終了、すなわち原子力規制基準適合と、こういう流れになると理解してよろしいですか？

担当者：その通りです。

さて規制委はというと、マスコミによる「検査起動＝再稼働」という報道に対して「マスコミの報ずることには規制委は関知しない」という姿勢です。これは共犯関係にあると疑われてもしょうがないでしょう。

運転差止仮処分命令を受けている関電高浜原発は「起動後検査」ができるのか？

ここで興味深い問題が発生します。関西電力高浜原発 3・4 号機は、現在福井地裁から運転差止めの仮処分命令を受けています。一方で高浜原発は 2015 年 2 月 12 日に原子炉設置変更許可を取得、8 月 4 日工事計画認可を受けました。この時点で関西電力は少なくとも 3 号機について「使用前検査」の申請ができるわけです。案の定、関電は使用前検査の申請を行い、8 月 17 日から 3 号機の使用前検査が開始されました。

使用前検査には起動前検査と起動後検査が含まれます。起動前検査は、福井地裁運転差止め仮処分命令に抵触しません。問題は起動後検査です。「起動」とは「原子炉に核燃料を入れて制御棒を抜いて核分裂反応をおこさせ臨界状態にする」ことです。

すなわち起動後検査をするためには原子炉を起動させなければならないが、この行為は福井地裁仮処分命令に違反することになるのかどうか、という問題です。

“運転”には3通りの解釈が可能です。

1. 運転とは、起動すること。
2. 運転とは、発電すること
3. 運転とは、規制委適合審査に合格し、通常営業運転を行うこと。

まず規制委の見解を聞いてみましょう。それが表5です。

規制委は、「福井仮処分命令でいう“運転”の定義が必ずしも明確ではない。規制庁内部でも議論のあるところ」としながらも、「基本的には、仮処分命令を受けているのは関電であって、規制委員会が受けているわけではない。だから“運転”を関西電力がどう解釈するかだ。関電が起動後検査は仮処分命令に抵触しないと解釈し、起動後検査を申請すれば、法令上違反はないわけだから、規制委としては審査しないわけにはいかない」とし、言い換えれば規制委は、自らを問題の局外者とし、下駄を完全に関電に預けた格好です。

(裁判所の使う“運転”という言葉の解釈を放棄し、自分を局外者の立場に置く原子力規制委員会とは、いったいどんな存在価値があるのでしょうか？原子力規制委員会設置法第25条の精神にも悖ると思われるのですが…)

関電は、常識的には、当然“運転”の定義を「1. 運転とは起動すること」とするでしょうが、法令や裁判所を頭からなめてかかっている関電のことですから、あるいは検査のための起動は、福井地裁仮処分命令に抵触しないと恣意的に判断し、規制委に「起動後検査」を申請するかも知れません。この場合は、規制委は「運転」の定義に関電に依存したまま、起動後検査を実施することになります。また、関電はこの場合、“運転”を上記3の「規制委適合審査に合格し、通常営業運転を行うこと」と解釈したことになります。

私などの解釈するように、いかなる理由であれ「原子炉を使用すること」を“運転”とすれば、関電は「起動後検査」の申請は出来ても、実際に起動後検査はできなくなります。また2.の解釈で、検査のためであっても「発電電」を“運転”だと解釈しても、

つまり1の場合でも2の場合でも、関電は高浜原発運転差止め仮処分命令が生きている限り、永遠に規制基準適合性審査を終了できないことになります。

以上見てきたように、ともかくも関電にとって福井地裁差止め仮処分命令でいう“運転”の定義が大きな問題となつてのしかかっています。話が横道に逸れますが、関電は現在、福井地裁に仮処分命令に対する異議申し立てをしており、現在審尋中の状態が続いています。福井地裁での異議申し立てはほぼ却下の見通しであり、正式に却下されれば、関電は今度は名古屋高裁金沢支部に意義申し立てを行うことになり、ここでも審尋が延々と続くことが予測されています。仮に30km圏地元同意が取れたとしても、高浜原発が関電の思い描くように、11月に再稼働などということは全くあり得ません。

表5 哲野と原子力規制委員会広報担当者との電話でのやりとり (2015年8月13日)

哲野：関西電力の高浜原発の場合、福井地裁から運転差止めの仮処分命令を受けている。一方で、原子力規制委員会はこの仮処分命令に脇において審査は続行する、審査に影響しないという立場だと理解しています。高浜原発は原子炉設置変更許可を取っているので関西電力から使用前検査の要請があれば、許認可された範囲において検査しなければなりません。いわゆる使用前検査は起動前検査と起動後検査に分かれますが、起動後検査をするためには原子炉を起動しなきゃいけない。規制委員会としては、起動する行為を運転と見なすかどうか、この点はどうかでしょうか？

広報部：福井地裁仮処分命令では運転の定義が明確ではありません。これは解釈が分かれるところでしょうね。PWR(加圧水型原子炉)担当者に替わってみましょう。

PWR担当：我々の間でも、議論のあるところですよ。これ以上詳しい内容になると、使用前検査を担当する検査課の担当に替わりますよ。

哲野：起動後検査は原子炉を起動しないと検査になりませんが、これは福井地裁仮処分命令で言うところの「運転」に相当するのでしょうか？

検査担当：第一義的には、関西電力が判断することでしょう。というのは、検査を申請するのは関西電力ですから、関西電力が起動を運転と見なせば検査申請しないでしょ。福井地裁から命令を受けているのは関西電力であって、規制委員会ではありません。また、検査を要請するのも関西電力です。関電が制御棒を引っ張り出す行為を運転とみなさなければ、そして**起動後検査を申請すれば、規制委としてこれを拒む理由はありません。**

(なるほど、そうすると関電は、福井地裁に対して検査のための起動を運転と見なすかどうか、問い合わせをすることになると思われる。そして、福井地裁の判断で関電は起動後検査に臨む態度を決めることになる。しかし、関電のことだから、あるいは福井地裁に問い合わせを出さず、起動後検査は運転ではないと判断して検査申請をするかもしれない。)

哲野：原子炉等規制法では、規制委の承認を取った後でなければ、つまり、検査合格した後でなければ運転してはならないと書いてある。だから、制御棒を引き抜く行為が運転に当たるかどうか問題となるのでお尋ねしています。

検査担当：原子炉等規制法では、**運転という言葉は使っていません。言葉は「使用」です。**

哲野：ああ、そうでした。確かに。「運転」という言葉じゃなくて「使用」という言葉でした。質問し直しますけれども、**制御棒を引き抜く行為、言い換えれば起動は「使用」に当たるのかどうか**、この点はどうかでしょうか。

検査担当：「使用」という言葉は適用する状況によって色々定義が変わるんですけども、**起動は明らかに原子炉に係わることなので、「使用」だと言える**でしょうね。

本来「通常営業運転再開＝再稼働」を「検査起動＝再稼働」としたため、記事作りに四苦八苦するマスコミ

前述のように、「言論談合」のもとに日本のマスコミは、規制委による「使用前検査のための原子炉起動」を無理矢理「再稼働」としました。このため、今後の記事作り、報道の仕方に無理が生ずるようになります。「ウソをつけば、ついたウソを覚えていなければならない。しかし、それは一部の天才詐欺師にだけできることであって普通の人間にできることではない」とある人が言うとおり、その後の報道の中で次々とボロが出てきています。1 頁図 1 に引用した朝日新聞の記事でも、起動を再稼働としたために、川内 1 号機の「発送電開始」を報ずる際にも、再稼働→「発送電開始」と矛盾した内容にせざるを得ませんでした。図 5 は今度は 8 月 19 日付けの「高浜原発、使用前検査開始」を伝える朝日新聞の記事です。その矛盾がさらに大きくなります。

「3 号機再稼働の時期未定」と小見出しに入れながら、記事中では「**関電の想定では 10 月中旬に燃料を入れ、11 月上旬に原子炉を起動する計画だ。原子炉が安定して運転できているかどうかを確認してから検査を終え、12 月上旬に営業運転に入りたいという**」と書き、**明らかに再稼働と「検査のための起動」を区別**して書いています。私とすれば、「**オヤ、起動が再稼働じゃなかったの？**“11 月上旬に起動する”は、“11 月上旬に再稼働する”の間違いじゃないの？」とからかってみたくなるほど、稚拙なつじつま合わせです。

さらに、この記事では、高浜原発運転差止め仮処分のことにも触れざるをえず、次のように書かなければならなくなりました。

「関電は 11 月の原子炉起動をめざす。ただ高浜原発 3、4 号機は福井地裁が運転禁止の仮処分（命令）を出しており、再稼働の時期は見通せない状況だ」

ここでは、起動を再稼働としておらず、明らかに再稼働を「通常営業運転再開」の意味で使っています。「起動＝再稼働」の意味では、この記事が成立しないからです。

またこの記事では「大場検査官は“基本的に検査をどこまで進めるかは関電の判断”とし、関電は 3 号機の燃料を入れた段階での検査まで進める方針だ」と書いて、現時点では、福井地裁の「運転差止め仮処分命令」でいう“運転”を、本チラシ 6

頁の記事中の 3 通りの“運転”に関する解釈をまだ保留している状態だということを示唆しています。しかし次に続く記述が先ほどの「11 月上旬に原子炉を起動する予定だ」と書いているところを見ると、6 頁の 3 通りの解釈のうち「3. “運転”を通常営業運転」の意味で解釈して、事態を押し切るつもりだな、ということも推測がつかます。

おや、起動＝「再稼働」じゃなかったの？

さらにこの記事では冒頭に、「原子力規制委員会は 17 日、関西電力高浜原発 3 号機の“使用前検査”を始めた。再稼働に向けた最終段階の検査で、関電は 11 月の原子炉起動をめざす」と支離滅裂な文章となっています。**「11 月上旬の起動」は川内原発のケースを当てはめてみると「再稼働」でなければならない**のは、前述の通りです。さらに「再稼働に向けた最終段階の検査で」と書いていますが、最終段階もなにも、やっと「検査申請」をして、17 日に「使用前検査」がはじまったばかりではないのか？「最終段階の検査」と書くところを見ると、「使用前検査」のまえに別な検査があったのか、と思ってしまうところです。そんな検査などはあるはずありません。検査自体が記事がいうとおり、やっとはじまったのですから。ではなぜ「最終段階の検査」とおかしなことを書かねばならなかったのか？

私の推測では、もとの原稿では「審査の最終段階である検査」となっていたはずですが、ところが、**朝日新聞はこれまで「高浜原発 3 号機審査合格」と受け止められる記事を大見出しで書きまくってきました。「合格した高浜 3 号機」が「審査中」では辻褄があいしません。ですから整理部が「審査の」を削除したのです。この削除もお粗末で、削除したためにはじまったばかりの検査がいきなり「最終段階の検査」となって、これはこれで辻褄の合わない記述となったのです。一度ついたウソはなかなか覚えていられるものではありません。**

しかし、こうしたいきさつに疎い朝日新聞の読者は、何かどこか辻褄の合わない記事だな、と思いつつも、結局結論だけを頭の中に刷り込まれることでしょう。

図 5 2015 年 8 月 19 日（水曜日）朝日新聞（大阪本社版）10 版 7 面

高浜原発 使用前検査

3 号機 再稼働の時期未定

原子力規制委員会は 17 日、関西電力高浜原発 3 号機（福井県高浜町）の「使用前検査」を始めた。再稼働に向けた最終段階の検査で、関電は 11 月の原子炉起動をめざす。ただ、高浜 3、4 号機は福井地裁が運転禁止の仮処分を出しており、再稼働の時期は見通せない状況だ。

この日、原子力規制庁の大場国久・首席原子力施設検査官ら担当者 4 人が高浜原発を訪れ、大場検査官は「新規制基準で新たに要求される設備は多岐にわたる。事前の確認を適切、確実に実施し、準備不足がないように対応を」と求めた。

関電の想定では、10 月中旬に原子炉に核燃料を入れ、11 月上旬に原子炉を起動する計画だ。原子炉が安定して運転できているかを確認してから検査を終え、12 月上旬に営業運転に入りたいという。

しかし、高浜 3、4 号機の仮処分の効力は、関電の異議申し立てが認められない限り続く。さらに 3 号機と設備を共用する 4 号機も、防潮堤の液状化対策などで規制委から詳しい説明を求められており、時間がかかる見通しだ。

（大野正智、大宮司聡）



会社「匠大塚」（東京都港区）を設立した。法人登記などに、資本金は 3 千万円。家具の販売のほか、美術工芸品、飾品の販売が目的だとしている。会長に勝久氏、社長に長男の氏（46）が就いた。取締役には大塚氏、元大塚家具幹部が

大塚久美子社長

都合良く「再稼働」を使い分けるマスコミ・電力会社、混乱を深める国民、遠ざかる正確な現状理解

表6は現行の原子力規制法体系全体を俯瞰し、把握した時の「原発再稼働許可」までの法的手続きを帰納したフローチャートです。なぜ「帰納」などとややこしいことをしなければならないのか？それは再稼働手順についていかなる法令も明文化していないからです。

表7はそのうち「再稼働」とはいったいどういう状態なのかの説明に力点を置いたフローチャートです。

再稼働とは表7表題にもあるように、現在通常運転を停止している電力会社の原発が、規制基準適合性審査に合格して、通常営業運転を再開する状態です。この理解は、これまで原発賛成派、反対派、無関心派を問わず議論の余地のない点でした。

ところが川内原発1号機再稼働に関して、時間をかけては国民全体の理解が進み、ますます再稼働に不利となる、と判断した原発推進派（これには原子力規制委員会、原子力規制庁を含みます）が、強引に「再稼働」の既成事実化を狙って仕掛けてきた動きだと整理することができます。その広報宣伝部隊として使われたのがマスコミ各社です。

表7をみておわかりのように、再稼働＝電力会社の通常営業運

転と常識通りの解釈を行った上で、川内原発に関する一連の動きを整理してみれば、マスコミの主張、九州電力の主張の位置づけが明らかになります。マスコミは使用前検査中の「起動後検査開始」（検査のための原子炉起動）を「再稼働だ」と突然言い始めたわけですし、九州電力は、やはり「使用前検査中」の「発送電開始」を「再稼働だ」と主張し始めたことになります。しかし、これは「通常営業運転再開＝再稼働」とする従来理解に異を唱えた強引な主張といわなければなりません。なぜなら、いずれの主張を採用しようとも、**規制基準適合性審査が完全終了する前に、「再稼働」がはじまる、という矛盾が生じる**からです。そうすると「再稼働の法的要件は規制基準適合と規制委が承認することである」という根幹的な議論も成立しなくなります。こんなことを続けていけば、国民の原発再稼働に対する理解は混乱し、正確な現状理解から遠ざかるばかりです。あるいはこれが原発推進勢力の本当の狙いなのかも知れません。

表7 「通常営業運転＝再稼働」の流れ

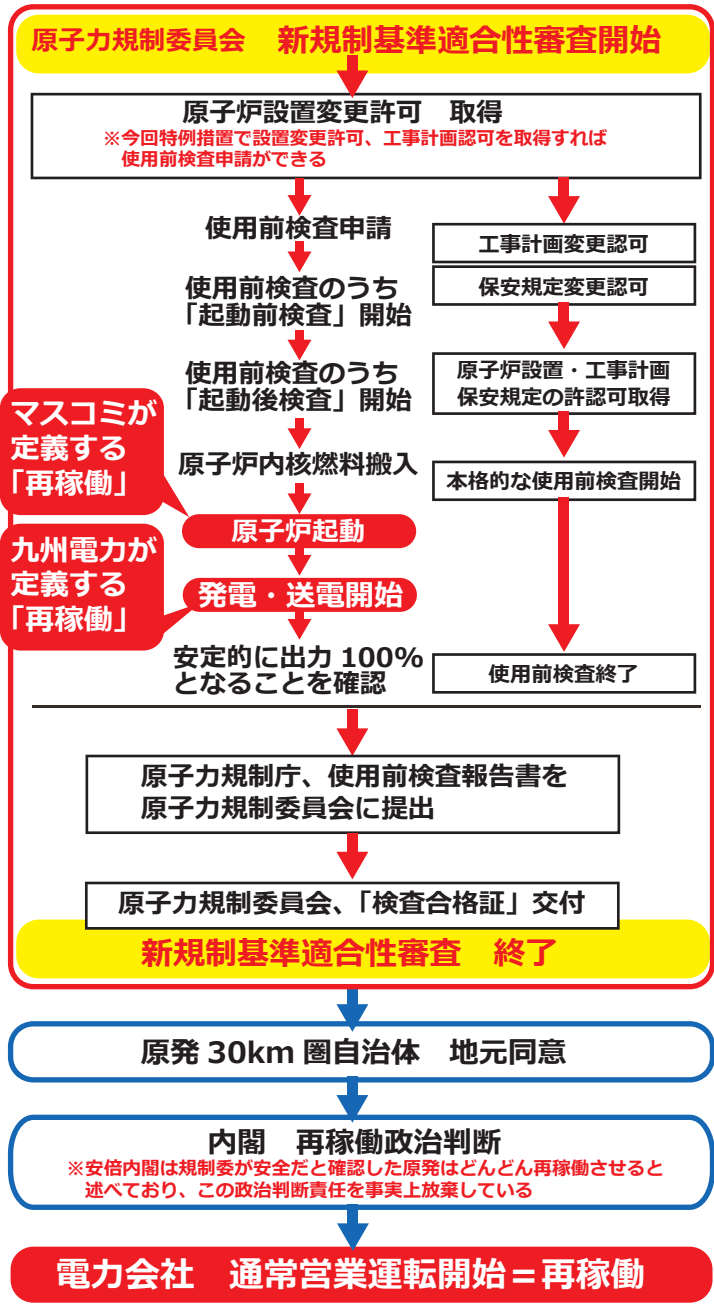
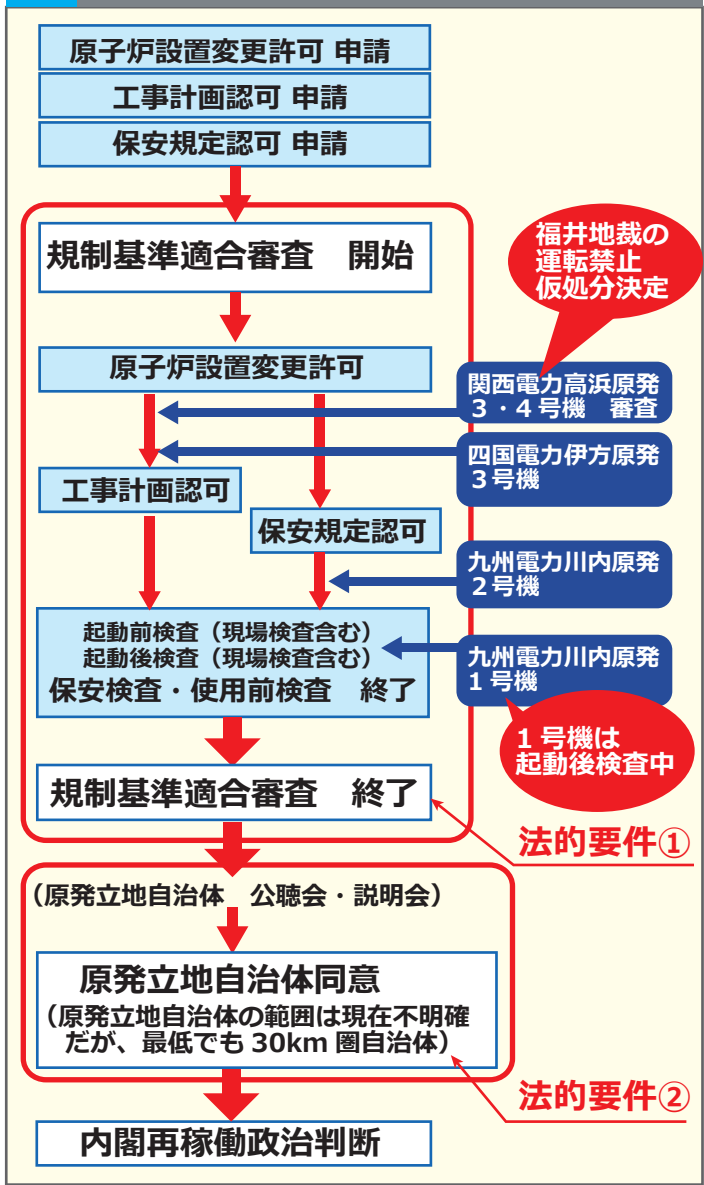


表6 原発再稼働許可までの法的手続きフローチャート



【参照資料】『実用発電原子炉に係わる新規規制基準について』2013年7月原子力規制委員会など。

「通常営業運転＝再稼働」の政治判断責任から逃げまくる 安倍晋三内閣総理大臣＝原子力災害対策本部長

このついでに、内閣総理大臣の、原発再稼働（もちろんこの場合は通常営業運転再開という意味です）に対する政治判断権限＝政治判断責任について触れておかないわけにはいきません。というのは再稼働に関する錯綜した議論の中で、「再稼働の判断責任は電力会社にある」などといった見当違いの議論が出てきているからです。（これはどうも原子力規制委員会や規制庁の役人から囁かれ始めたようです。私も口頭で規制庁の役人から同様の趣旨の話を直接聞いたことがあります）電力会社が再稼働したいのは周知の事実ですし、当然再稼働の責任をとらなくてはなりません。今はその話ではありません。誰が再稼働するのかではなく、**誰が電力会社に再稼働許可を与えるのか**の話です。その誰が最終責任者なのかの話です。日本の原子力規制法体系全体は、明文化されていないものの、法解釈として明らかに内閣総理大臣にその最終的な政治判断責任を与えています。ましてや**現在は、2011年3月11日19:07に発出された「原子力緊急事態宣言下」にあります**。原子力災害対策特別措置法（原災特措法）によれば、**緊急事態宣言中は内閣府に原子力災害対策本部を設け（安倍政権になってから原災対策本部は開店休業の状態ですが）、緊急事態宣言解消に全力を挙げ、そのため対策本部長にわざわざ内閣総理大臣を指名し、その目的のため、ほぼオールマイティに近い権限を与えています。そのことを考えれば、原発再稼働に関する内閣総理大臣の最終政治判断権限とそれに伴う政治判断責任はきわめて重い、通常状態より二重、三重に重い、といわざるをえません**。これは私が勝手にホウを吹いているのではなく、内閣総理大臣が原発稼働に関する最終政治責任をとった、あるいはそのことを十分意識している実例が、直近に少なくとも三例あります。

① 2011年5月6日、当時の内閣総理大臣、菅直人氏は「国民の皆様には重要なお知らせがあります」と切り出した上で、「私は内閣総理大臣として…浜岡原発のすべての原子炉の運転停止を中部電力に対して要請しました」と述べ、この要請を受けて中部電力は浜岡原発の運転停止を余儀なくされました。この時朝日新聞を始め日本のマスコミは「総理大臣の要請に法的根拠はない」と

と報じ、「菅バッシング」を強めました。が、事実は内閣総理大臣にはその権限があるのです。従って中部電力は要請を受け入れるをえませんでした。（表8参照のこと）

② 2012年6月8日、北海道電力泊原発が定期点検に入り稼働原発がゼロになった後（北海道電力泊原発が稼働停止した直後、当時の枝野幸男官房長官が「日本の原発は一瞬ゼロになります」と口を滑らしたのは記憶に新しいところですが）、当時の野田内閣総理大臣は、「（原発による）安価で安定した電気の存在は欠かせません。…国民の生活を守るために大飯原発の3、4号機を再起動すべきというのが私の判断であります」と述べ、原発再稼働に対する内閣総理大臣の最終政治判断を下しました。（表9参照のこと）

③ 現在の安倍内閣総理大臣が再三再四「規制委が安全と判断した原発はどんどん再稼働させる」と述べていること。「させる」というもののいいは、再稼働に関する内閣総理大臣の最終政治責任を十分意識したものに他なりません。

もっとも最近では、言い方を微妙に訂正しています。たとえば2014年3月10日の記者会見では、「原子力規制委が審査を行いこれに適合すると認められた原発は、再稼働を進めていく方針です」と述べています。これとて、内閣総理大臣の最終政治責任を十分意識したいいかたであることには変わりません。

ところが、安倍晋三氏は野田佳彦氏より狡賢く、「規制委が安全と判断した」とか「規制委が審査し適合すると認められた」とかという表現を巧みに使って、内閣総理大臣の最終政治責任を規制委に責任転嫁しています。ところが「衣の下から鎧」「頭隠して尻隠さず」の例え通り、「させる」とか「方針です」とか述べて、それが内閣総理大臣の政治責任であることを認めてしまっているのです。明らかに国民に不人気な原発再稼働の政治責任をとりたくない、これ以上支持率低下を招きたくない、という思惑がありありと見えます。「巧言令色少なし仁」とは、安倍晋三氏のための言葉ではないかと思えるほどです。

表8 第94代目総理大臣 菅直人氏
2011年5月6日記者会見より



浜岡原子力発電所のすべての原子炉の運転停止を

「国民の皆様には重要なお知らせがあります。本日、私は内閣総理大臣として、海江田経済産業大臣を通じて、浜岡原子力発電所のすべての原子炉の運転停止を中部電力に対して要請をいたしました。その理由は、何と言っても国民の皆様様の安全と安心を考えてのことです。同時に、この浜岡原発で重大な事故が発生した場合には、日本社会全体に及ぶ甚大な影響も併せて考慮した結果であります。」

【参照資料】首相官邸 web サイトより
<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201105/06kaiken.html>

表9 第95代目総理大臣 野田佳彦氏
2012年6月8日記者会見より

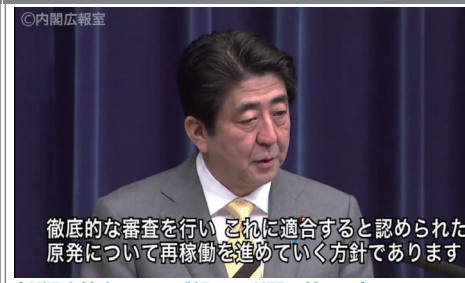


大飯発電所3、4号機を再起動すべきというのが私の判断であります

「…夏場の電力需要のピークが近づき、結論を出さなければならない時期が迫りつつあります。…計画停電や電力料金的大幅な高騰といった日常生活への悪影響をできるだけ避けるということでもあります。豊かで人間らしい暮らしを送るために、安価で安定した電気の存在は欠かせません。…国民の生活を守るために、大飯発電所3、4号機を再起動すべきというのが私の判断であります。」

【参照資料】首相官邸 web サイトより
<http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement/2012/0608.html>

表10 第96代目総理大臣 安倍晋三氏
2014年3月10日記者会見より



徹底的な審査を行い、これに適合すると認められた原発について再稼働を進めていく方針であります

（質疑応答中、テレビ朝日の質問に答えて）

「福島原発の事故を経験したとして、国民の皆様が原発の安全性に不安を持つのは当然のことだと思います。福島原発の教訓を踏まえて安全を確保していくことが大前提であります。その前提のもと、独立した原子力規制委員会が、世界で最も厳しいレベルの規制基準に基づいて徹底的な審査を行い、これに適合すると認められた原発について再稼働を進めていく方針であります。」

【参照資料】首相官邸 web サイトより
http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0310kaiken.html

原子力災害対策本部長は、国民の生命、身体及び財産を守るためにオールマイティの権限が与えられている

ここで、原子力災害対策本部長の役割とその権限をみておきましょう。それは、いかに安倍晋三氏が、法令に定められたみずからの責任を放棄し、逃げまくっているかを浮き彫りにすることでしょう。法律が総理大臣に与えた責務を放棄し、その状態を容認するならば、日本は「法治国家」とは到底呼ぶことができません。今、「集団的自衛権の容認」の閣議決定を行い、その閣議決定に基づいて、安全保障法制に血道をあげている場合

ではないのです。内閣総理大臣は、「原子力緊急事態宣言」を出さねばならない、100年に1度あるかないかという未曾有の人災を、一刻も早く解消することに全力を挙げなければならないはずで。東京電力福島第一原発事故が継続していることを法的に確認しているのが「原子力緊急事態宣言」なのですから。内閣総理大臣は法律に定められた仕事に全力を挙げてもらいたい、法律通りに仕事をしてもらいたい、と私は訴えるものです。

表 11

原子力災害対策特別措置法 原子力緊急事態宣言、
原子力災害対策本部長そして本部長の権限

(原災特別措置法抜粋)

原子力災害対策特別措置法（平成十一年十二月十七日法律第百五十六号）最終改正：平成二六年十一月二日法律第一一四号

(目的)
第一条：この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(原子力緊急事態宣言等)
第十五条：原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要性がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

(原子力災害対策本部の設置)
第十六条 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「緊急事態応急対策等」という。）を推進するため、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に原子力災害対策本部を設置するものとする。

2 (略)

(原子力災害対策本部長の権限)
第二十条 原子力災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

3 前項に規定する原子力災害対策本部長の指示は、原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としない。

4 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。

5 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

6 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の推移に応じ、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態宣言において公示された第十五条第二項第一号及び第三号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。

7 原子力災害対策本部長は、原子力災害事後対策の実施状況に応じ、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態解除宣言において公示された第十五条第四項各号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。

8 原子力災害対策本部長は、前各項の規定による権限の全部又は一部を原子力災害対策副本部長（原子力規制委員長）に委任することができる。

9 原子力災害対策本部長は、第一項、第二項及び第五項の規定による権限（第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を原子力災害現地対策本部長に委任することができる。

10 原子力災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

「原子力災害対策本部長」の役割、権限については原災特措法に明示されています。

原災特措法はその第一条（目的）で、「この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、…もって原子力災害から国民の生命、身体、財産を保護することを目的とする」と明確に謳っています。（表 11「第 1 条」）

不幸にして国民の生命、身体、財産が脅かされるような原子力災害が発生したらどうするか？そのような人災の危険のある原発なら直ちに廃炉にすればいいのですが、原災特措法自体が原発推進のための法律ですから、なかなか原発をやめるとは書いてくれています。つぎのように書いています。

「原子力緊急事態が発生したと認める時は直ちに内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない」（表 11 第 15 条）

それでは具体的にどのような事態を想定しているのかというと、

「検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合」（第 15 条の一）です。原子力災害とは要するに「放射能災害」なのです。

原子力緊急事態宣言の発出

その時、内閣総理大臣は、

「直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする」（第 15 条の 2）

こうして 2011 年 3 月 11 日の午後 7 時 02 分に、時の菅直人首相は、福島第一原発事故による「原子力緊急事態宣言」を発出したのです。そして前述のごとく宣言は現在も継続中です。

ではどういう状態になるとこの宣言は解消されるのか？

「内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害（放射能災害）の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする」（第 15 条の 4）

現在はフクシマ事故による放射能災害の「拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がある」ところから、「解除宣言」を出せずにいる、というわけです。

話は変わりますが、2020 年の東京オリンピックまでには、「原子力緊急事態宣言」を解除することに安倍政権は全力を挙げることでしよう。

なぜならば「放射能災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がある」と時の政権が宣言する国において、世界のトップクラスのアスリートが集まるオリンピックを開くわけにはいかないからです。もしそうするなら、事情を理解したトップアスリートから出場辞退者が続出するだろうからです。彼らに「健康に害のない程度の被曝線量です」といった世迷い言は通用しません。

原子力災害緊急事態宣言が行われると内閣総理大臣は何をしなければならないか？

「内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策

（以下「緊急事態応急対策等」という。）を推進するため、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に原子力災害対策本部を設置するものとする」（第 16 条）

しかしその対策本部も前述のごとく現在安倍政権のサボタージュに合い、開店休業・有名無実の状態です。

そして原子力災害対策本部長は内閣総理大臣が兼任しなければならず（「原子力災害対策本部の長は、内閣総理大臣とし云々」同第 17 条。条文引用は紙幅の関係で表 11 から割愛しています）、「原子力災害対策副本部長は、内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長」の 3 名があてられます。（同 17 条の 4）つまり現在田中俊一原子力規制委員会委員長は、原災対策本部副本部長でもあるわけです。しかし田中氏が、副本部長として、現在開店休業状態の原災対策本部の現状に対して、苦言を呈したという話はついぞ聞きません。つまりサボタージュという点では田中氏も同罪なのです。また日頃立派なことをいうマスコミも、こうした安倍氏や田中氏のサボタージュ行為を批判した事実もありません。つまりジャーナリズムとしてのマスコミもこの点では同罪です。（もっとも日本のマスコミはもともとジャーナリズムではなく権力広報宣伝機関なのだ、と割り切ってみれば、私がそうであるようにさほど腹はたたないのかもしれませんが。しかし安倍氏や田中氏はそうではありません。法律が明確に彼らの達成すべき責任を明示しているのですから）

オールマイティの原災対策本部長の権限

さて肝心の原子力災害対策本部長の権限です。それを明示しているのが原災特措法第 20 条です。

詳しくは表 11 の第 20 条（原子力災害対策本部長の権限）をお読みいただきたいのですが、要するに、原災本部長は縦割りの行政組織に自由に横断をさすことができ（第 20 条）、地方自治体の各級の首長や原子力事業者（電力会社）に対しても直接指示を出すこともできるという途方もない権限をもつことになります。（同 20 条の 2）菅直人元首相の中部電力に対する浜岡原発運転停止「要請」も、原災本部長としての「指示」と読み替えることも可能です。まさしく、「原子力緊急事態宣言中」は「原発殺すにや刃物はいらぬ、反原発首相をえらばいい」ということでもあります。逆にこれを原発推進勢力から見ると、当時の菅直人首相はさだめし「間違いに刃物」の状態と映ったことでしょう。

原災本部長は必要とあれば、自衛隊も自由に動かすことができ（同 20 条の 4）、都道府県や市町村の首長に対して事実上の命令指揮ができ（同 20 条の 5）るなど、ほぼオールマイティに近い権限をもっているのです。

権限を持ちながら、責任を果たさず握りつぶす安倍内閣総理大臣

この権限をもちながら、一切その権限を行使しようとはせず、かといってその権限を副本部長に委譲しようともせず（同 20 条の 9）、みずから手で握りつぶしている安倍首相の行動は、国民、特に福島県民に対する裏切り行為でないとしたら、それはいったい何でありましょうか？

原発30km圏自治体同意がなぜ再稼働の法的要件なのか

川内原発 1 号機に例をとって話を進めましょう。原子力規制委員会が無事「使用前検査を終了」し、九州電力が 1 号機に関して最終的な規制基準適合したとしましょう。**（期日は特定できないものの、そう遠い将来の話ではありません）** そうすると、その日から九州電力は川内 1 号機の再稼働ができるのか、少なくとも法的にはそれが可能なのか、というところまではなさそうです。この件に関して気になるやりとりが衆議院原子力問題調査特別委員会で行われています。2014 年 11 月 6 日のことでした。質問者は元首相で今は反原発の闘士となった感のある菅直人氏です。

原発の再稼働にあたって、原発立地自治体は原子力災害対策特別措置法（以下**原災特措法**）に基づいて原子力地域防災計画を作成することが義務づけられています。一方で原子力事業者は、自治体の作成する原子力地域防災計画と整合性のとれた事業者防災業務計画の作成が義務づけられています。

このとき「原発立地自治体」とは原発安全神話時代の、直接立地自治体と直接立地道府県のことを指しているのではありません。法令は明確に「おおむね 30km 圏自治体」と明示しています。**（原子力災害対策指針＝以下**原災対策指針**）**

菅氏はこの点をとらえて、原子力事業者を代表して委員会に出席している東京電力の姉川尚史氏に次のように質問します。

「そうすると、たとえば 30km 圏のある自治体があるが、それは困ると、安全に逃げられる条件にない。だからそれは困るといえば、稼働はできないという理解ですね？（地域防災計画の中心である避難計画に実効性がないこと指している）」

「30km 圏自治体がこれでいいといわないと、（原発再稼働の）スイッチは押せない。そういう理解でいいんですね？」

これに対して姉川氏は次のように答えます。

「（30km 圏自治体の）地域防災計画が定まっていな、すわな

ちご理解をいただいていないということであれば、我々事業者としては条件が十分でないと。再稼働の（法的）条件が十分でないと認識しております」（19頁「菅直人議員質疑抜粋」の右コラムのやりとりを参照のこと）

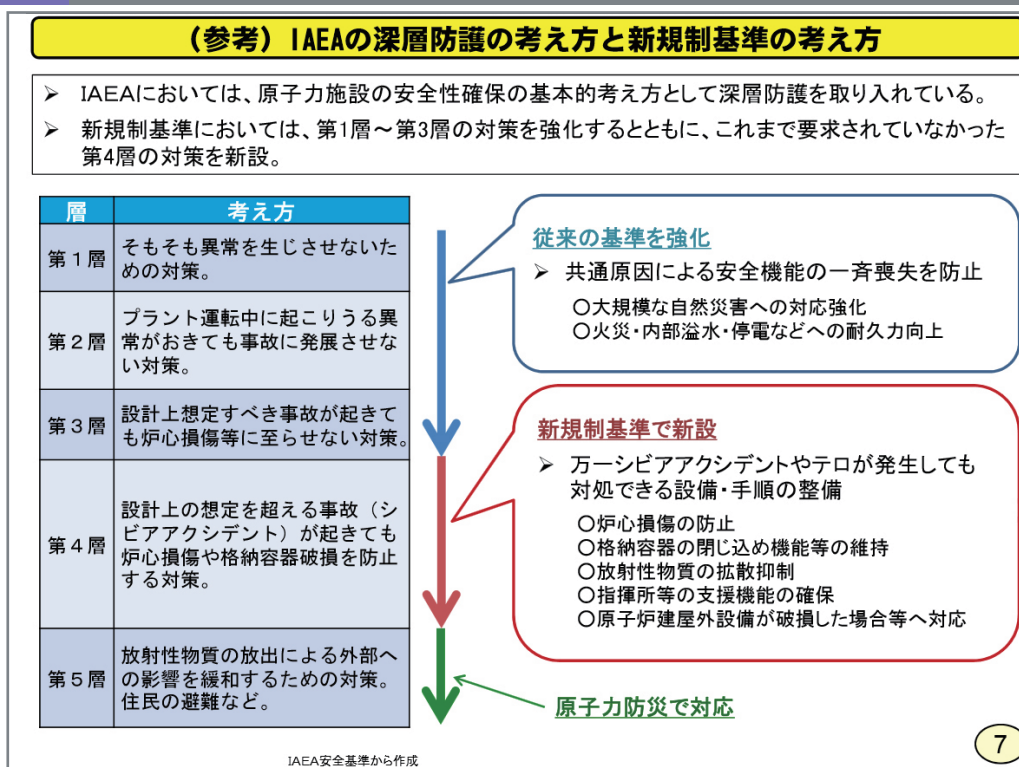
30km 圏自治体同意は再稼働の法的要件

いったいこれは、どういうやりとりなのでしょう？電力会社やマスコミは、再稼働にあたり地元同意は法的要件ではないと主張しています。しかし、国会の場で原子力事業者代表である東電姉川氏は全く別な見解を示しています。わかりやすくいうと**「30km 圏自治体同意は再稼働の法的要件だ」**ということになります。

この榊問答のようなやりとりは、もう少し掘り下げて理解する必要があります。

30km 圏自治体で作成する原子力防災計画の根幹は、当該原発が、この場合川内原発 1 号機が、フクシマ事故並の苛酷事故を起こし、原子炉内の放射能を環境に向けて放出せざるを得ない状態になった時に生ずる広域避難計画にあります。原子力事業者はその事業者防災業務計画で、住民の避難を事業者として支援することが義務づけられています。その自治体が、みずから作成する防災計画（避難計画）に実効性がない、あるいは原発再稼働そのものに反対だといえ、原子力事業者は当然のこと、事業者防災業務計画が作成できなくなります。事業者防災業務計画自体は原子力規制委員会の指示で作成しますから、規制委が事業者防災計画に不備があるといえ、それを押し切って九州電力は川内原発を再稼働できなくなります。姉川氏の発言は、「30km 圏自治体の同意がなければ再稼働できない」という法的縛りを、原子力事業者の立場から描写したものだと考えられます。

図 8 IAEA の深層防護の考え方と新規規制基準の考え方



【参照資料】原子力規制庁「新規規制基準及び高浜発電所3・4号機の設置変更に関する審査書の概要」7p
<http://www.atom.pref.fukui.jp/senmon/dai79kai/no1.pdf>

「30km 圏自治体の同意がなければ再稼働できない」という法的縛りを原子力規制委員会の立場からみるとどうということになるのでしょうか？

ここで思い切って視野を広げてみましょう。フクシマ事故後、日本の原子力規制行政は、「適切な安全対策を施せば原発は過酷事故を起こさない」とする考え方から「どんなに安全対策を施しても原発は過酷事故を起こしうる」とする考え方に 180 度変わりました。いわゆる「原発安全神話からの訣別」です。原子力規制行政もそれに伴い 180 度転換し、苛酷事故を起こした時にどうやって住民を防護するかという観点から新規規制基準が作られました。この規制基準を支える思想が、12 頁図 8 にある「5 層の深層防護」の考え方です。

<14 頁へ続く>

再稼働地元同意の法的仕組み



<12 頁より続き>

この原子力規制庁が作成したスライドにもあるように、規制委は、「安全神話時代」の3層防護の考え方を捨て、第4層と第5層を構築します。

そして従来の第3層までの規制項目を充実させると共に、新たに苛酷事故を想定した第4層に対応する規制項目を設定し、新規規制基準の目玉としました。といって規制委の規制基準が、安倍首相や伊藤鹿児島県知事が主張するように世界で最も厳しい安全基準、というわけではありません。そもそも「5層の深層防護」そのものがIAEAの安全基準のパクリなのですから。

ここで奇妙なことが起こります。12頁図8のスライドにもあるように、原子力規制委の新規制基準を根幹から支えるはずの「5層の深層防護」のうち肝心の第5層は「原子力防災で対応」と書かれています。わかりやすくいうと、第1層から第4層までは規制委の担当だが、第5層は規制委の担当外だということなのです。「奇妙なこと」というのは、フクシマ事故後の原子力規制行政の根幹防護思想として取り入れた「5層の深層防護」であるにも係わらず、もっとも肝心な第5層と、その実効性に関する審査は、規制委の担当から外してあるのです。

第5層の対策指示はするが、実効性審査はしない

第1層から第4層までの防護手段の実効性については、規制委は厳密にチェックしますが、第5層については、規制委は原子力災害対策指針などで、その防護措置をきめ細かく当該自治体に義務づけているにも係わらず、その実効性についてはチェックもしなければ、審査もしないのです。しかも第5層の防護手段をとらなければならない地域も、原災対策指針には「原子力施設からおおむね30km」と明記してあります。

先ほどの「菅・姉川質疑」にみられる「30km圏」も、もとをたせば、その法的根拠は原子力災害対策指針に由来します。しかし、法的には「30km圏」が原発立地自治体であるという認識はなかなか一般には普及しておらず、「原発安全神話」時代そのままに、直接立地自治体と立地道府県が「原発立地自治体」という認識がまだまかりとおっています。

鹿児島県などは、県知事が勝手に「鹿児島県」と川内原発のある薩摩川内市のみが立地自治体である、と宣言しこの2自治体の「同意」のみで川内原発の再稼働に同意する、と宣言してしまいました。(2014年11月)

もちろん現行法体系に沿っていえばこの「再稼働同意宣言」は無効です。調子に乗った伊藤鹿児島県知事は、広域避難計画も10km圏で十分として、原子力災害対策指針も無視する構えを見せています。本来この法令違反を批判すべきマスコミも、「地元同意は法的要件ではない」として問題とする気配も見せません。しかし、緻密な行政訴訟にあえば、鹿児島県の措置は法令違反として一発で粉碎されることでしょう。

「稼働・再稼働」にタッチしない 珍妙な原子力規制機関

話が横道に逸れました。「5層の深層防護」が原子力規制委員会の現行規制基準を支える重要な根幹思想であり、第1層から第4層までと同様に、第5層も厳しくその実効性が問われなければなりません。それでなければ、12頁図8の「5層の深層防護」

は音を立てて崩れ落ち、それを根幹に置く規制委の「新規規制基準」も「世界でもっとも厳しい規制基準」どころか「世界で最も劣悪な規制基準」ということになります。第5層の実効性は、現在の規制基準全体の実効性を担保する関係になっているのです。

しかし、前述のごとく第5層は規制委の担当外です。ですから田中俊一委員長が再三再四明言するように「規制委は規制基準(第4層まで)に適合するかどうかを審査する機関であり、再稼働の判断には全く関係しない」といわざるを得ないのです。もし第5層の防護手段の実効性についても原子力規制委員会の責任範囲であり、厳密な審査をするならば、田中氏は胸を張って「**規制委は再稼働の可否を技術的レベルで審査・判断する機関だ**」というでしょう。そして残る課題は「内閣による再稼働に関する政治判断のみである」と言い切ることができたでしょう。しかし現実には第5層の実効性は規制委の担当外なので、規制委は技術レベルにおいても、「再稼働には規制委はタッチしない」と下を向いていうしかないので。

世界的に見れば、原子力規制当局は、原発の稼働に関して判断権限をもつものですが、「原発の稼働・再稼働」の審査・判断権限のない、いとも珍妙な「原子力規制委員会」が日本に誕生することになりました。

第5層の審査は法令上誰も行わない

それでは、規制委から切り離された第5層の実効性は誰が審査・判断するのでしょうか？法的には誰も審査・判断しないのです。この事情を前述の衆院・原子力問題調査特別委員会のやりとりからみてみましょう。

原発再稼働に関してはおかしなことに、日本の現行原子力規制法体系の中で、それに至るプロセスが明記されていません。再稼働に関するプロセス問題は、従って、どうしても現行法体系の解釈問題にならざるを得ません。ここでの菅氏の質問も、原発再稼働の法的プロセスの解釈問題の一つです。

菅氏「(規制基準に合格すれば)電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか、それとも…もう一つ、避難の問題とか(すなわち第5層の防護手段)についてはもう一つの条件。…もう一つの条件として(一定の審査に)合格したのちでなければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや(規制基準に)合格すれば事業者の判断で(再稼働を)やっていいという理解なのか、委員長の見解をうかがいます」

田中俊一委員長「我々が俗に言う適合性審査は、よく深層防護が5段階あると。で、5つめが住民の防災避難計画でございます。その4段階目までは私ども(規制委)がやります。それで5段階の、いわゆる住民避難計画がきちっとできた上でないと現実的には稼働という段階に入らないと認識しております」

菅氏「…5層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OKだとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系だと。そういう理解ですか？」

菅氏「ですから聞いているんです。そこがキチンとなっている(原子力防災避難計画の実効性が確認されている)という何らかの決定とか手続きがなされない限りは、この炉規制法の方(規制基準適合のこと)はあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではな

<次頁へ続く>

<前頁より続き>

いと。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですね？」

田中委員長「その通りだと思います」(以上 19 頁右コラムのやりとりを参照)

つまり、原発再稼働の条件は、規制基準に適合する(第 4 層までを満足する)とともに第 5 層(その中心は防災避難計画)の実効性が担保されていないと、それが現行法体系の趣旨だということになります。

このことは次のことを意味します。

『規制基準の適合性審査合格(12 頁図 8 の第 1 層から第 4 層までをクリアすること)は原発再稼働の第 1 の法的要件、第 5 層の防護手段(その中心は避難計画)の審査・合格が第 2 の法的要件、この 2 つが合わさって、「再稼働の法的要件」となる』

それでは、第 5 層の防護手段、避難計画の実効性はどの行政機関が審査し、合格証を出すのでしょうか？実はそのような行政機関は、法令上存在しないのです。菅氏はこの点を鋭く突きます。

菅氏「それでは(第 5 層の)の実効性は、原子力規制委員会が審査しないのだから、どの行政機関が審査・判断するのか？どな

たでもいいですよ、答えてください」

答えるのは山際大志郎経産副大臣です。

「法令上の、という話でございますので、その地方自治体がつた地域防災計画を、…法令上審査することにはなっていないせん」(19 頁左コラム。菅氏と山際氏のやりとり参照)

これは驚くべき回答です。つまり第 5 層の実効性は担保されないまま、再稼働に突入できるというとんでもないことになってしまいます。

もし 5 層の実効性を審査するとすれば、それは「住民の安全に第一義的責任をもつ 30km 自治体」が独自に行うしか道はないのです。法令上は、だれもそのことを妨げません。審査・合格を与える国の行政機関はどこにもないのですから、「住民の安全に責任をもつ」当該自治体(30km 圏自治体)が担当しても法令違反とはならないからです。

こうして 30km 圏自治体同意は、再稼働の第 2 の法的要件、という解釈が導き出されます。以上の関係を法的要件としてフローチャートにまとめたのが、13 頁表 12「再稼働地元同意の法的仕組み」です。参考にしてみてください。

原発再稼働に関して責任をもつ行政機関はどこか？

現在の原子力規制行政の根幹は、規制基準にあり、その規制基準の根本思想は「5 層の深層防護」にあることはこれまでにみたとおりです。従って現在の原子力規制行政の信頼性は、5 層の深層防護が本当に担保されるかにどうかにかかっていることもこれまでみたとおりです。

(私は、原発が本当に必要なのか、安全性が担保されているのかどうかについて議論しているわけではありません。現行原子力規制法体系の整合性・信頼性・安定性について議論しているのです。もし現行法体系の枠組みを離れて考えるなら、第 5 層に住民避難を置いて成立する「5 層の深層防護の思想」やその方法論は、福井地裁判決を念頭に置くならば、明らかに住民の人格権侵害であり、それを根幹に置く規制基準も、それを決定した原子力規制委員会も人格権侵害の憲法違反の存在ということになります。わかりやすく言えば、避難を覚悟してまで稼働しなければならない原発には全く価値がない、どこか有害無益の存在であるということになります。でも今はその議論ではありません。今は原子力法体系がどのような特徴を持ち、その法体系と実際に行われている規制行政との間に、整合性があるのか、基本的には原発推進の原子力規制法体系のなかですら、行政責任を取る側が、規制法体系通りの責任を取ろうとしているのか、という点が今回の議論の論点なのです)

5 層の深層防護のうち第 4 層まではその実効性にかんして原子力規制委が責任をもつ、ということでした。しかし第 5 層の実効性については、法令上誰も審査せず、だれも責任を持たない、ということが菅氏の質疑でいまや明らかになりました。第 4 層までの実効性と第 5 層の実効性が合わさって、原発再稼働の法的要件が満たされることも明らかになっています。しかし、5 層についてはその実効性について責任をもつ行政機関は存在しないのです。つまり 5 層全体に一貫して責任をもつ行政機関は日本のどこにも存在しないのです。驚くべきことです。

政治判断責任から逃げまくる安倍首相

それでは、フクシマ原発事故後の日本の原発再稼働について最終責任を負う行政機関はないのかといえ、それは明らかに内閣であり、その長である内閣総理大臣・安倍晋三氏です。このことは角度は異なるものの、先に「原子力緊急事態宣言」「原子力災害対策本部」の項でもみたとおりです。ところが、安倍晋三内閣総理大臣は、ただでさえ支持率低下傾向の世論の動きばかりに気を取られ、本来あるべき再稼働の最終政治判断責任を取ろうとしていないこともまた事実です。そしてその責任を、「規制基準適合原発は再稼働させる」と規制委に転嫁しているのです。

「原発は安全だとは申し上げられません」

責任をおつかぶせられた原子力規制委は、再三再四「原発が安全だとはいえない」と強調しています。川内原発の原子炉設置変更許可を出した規制委会合後の田中委員長定例記者会見でも、田中委員長は次のように述べています。

「安全審査ではなくて、基準の適合性を審査したということですが、…基準の適合性はみえていますけれど、安全だということは私は申し上げません」

再稼働に責任を持たない規制委に、再稼働の責任を持てといわれてもはなはだ迷惑、というところでしょう。そして安全の責任を原子力事業者におつかぶせます。原子力事業者が安全の責任を負うのは当然のことです。今は規制する側の責任の話で、「安全の責任は原子力事業者」というのは、甚だしい筋違いといわなくてはなりません。今は、国の行政機関の中で、内閣総理大臣を含め、誰も原発再稼働という問題に関して、「規制行政責任」を負う機関が存在しないまま、なし崩しに再稼働が進められようとしている、という点をよくよく記憶しておいてください。

原子力災害対策（住民避難）の法的責任は当該地方自治体にある

これまで見たように、

- ① 原発再稼働の法的プロセスは明文化されていない
- ② 原発再稼働の判断権限は法的にも実質的にも原子力規制委員会にはない
- ③ 再稼働に関する最終的政治責任をとるべき安倍内閣は、責任を曖昧にしたまま、責任から逃げ切ろうとしている
- ④ 「5 層の深層防護」が果たして機能するのか、言い換えれば苛酷事故時の「避難計画」は、他の 4 層とは異なり全く審査の対象外であり、審査基準はもちろん、審査機関そのものが存在しない

以上が大きく俯瞰した時の原発再稼働を巡る“現状”です。つまり規制基準が金科玉条とする「5 層の深層防護」の思想と手法が実際の役に立つのかどうか、不明瞭のまま再稼働に臨む体制が着々と進められている、ということになります。

もし苛酷事故が発生し（**規制委自体がその蓋然性はある、と明言しています。“みなさん覚悟しといてね”**ということですが）、その時住民避難計画が機能しないとすれば、これは炉規制法、原発特措法、原子力規制委員会設置法など現行規制法体系違反となるのは当然のことでしょう。菅直人氏が国会の場で指摘するように、まさに「30km 圏住民同意、すなわち避難計画はこれで良い、といわねば法的に再稼働できない」ゆえんです。

自治体が、みずからの避難計画の実効性を審査するしかない

一方で、苛酷事故時、「住民の生命、身体及び財産の保護」に責任を負うのは、国でもなく、原子力事業者でもなく、当該地方自治体（地方公共団体）です。（**表 14 の災害対策基本法の条項を参照のこと。日本の原子力規制法体系は、災害対策基本法と都合良く折り重なっており、非常にわかりにくく、法体系の狙いを見えにくくしてあります**）

とりあえずの問題は、現行法体系の中で、第 5 層（**そのキモは広域避難計画です**）に対して誰がいったい責任を負うのでしょうか？ わかりやすくいえば、広域避難計画の実効性について誰が責任を負うのでしょうか？

広域避難計画の実効性について国の機関に審査権限がない以上、誰かがその実効性について、科学的・客観的な基準のもとに審査し、判断を下さねばなりません。だれが行うのか？

この答えはあまりにも自明です。原子力災害対策指針にも、原子力災害対策特別措置法にも「住民の安全や防災計画に対して第一義的に責任を負うのは当該地方自治体である」という趣旨が書かれているのです。そして国の役割は、全面的に支援することだけありません。

従って自分たちが作った広域避難計画の実効性について審査・判断するのは自分たちで実施するほかはありません。幸いにして現行法体系では、広域避難計画の実効性について審査する行政機関は存在しません。存在しなければ、自分たちで審査するほかはありません。またより積極的には、住民の「生命、身体及び財産」を保護する責任を負う自治体が、避難計画を審査することは、より法の精神にかなうということもいえます。

また、法令問題を離れて考えて見ても、避難計画に実効性を確認審査しないまま、みずから 30km 圏内の原発の再稼働を容認するわけにはいきません。ことは自身の生命、愛する家族や友人、隣人の生命と健康と生活を守るといった問題なのです。

表13 原子力災害対策特別措置法 抜粋
(最終改正：平成二六年一月二日法律第一一四号)

(原子力事業者の責務)

第三条 原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。

(国の責務)

第四条 国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての**災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。**

2 指定行政機関の長（当該指定行政機関が委員会その他の合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。第十七条第七項第三号を除き、以下同じ。）及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による地方公共団体の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、**当該地方公共団体に対し、勧告し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。**

3 内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、**当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。**

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、**原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項 及び第五条第一項 の責務を遂行しなければならない。**

※赤字は当方による強調

【参照資料】 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO156.html>

表14 災害対策基本法 抜粋
(最終改正：平成二七年五月二〇日法律第二二号)

第三条第 1 項

(国の責務)

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、**国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務**を有する。

第四条第一項

(都道府県の責務)

都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに**当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護**するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する**防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務**を有する。

第五条第一項

(市町村の責務)

市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、**当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護**するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る**防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務**を有する。

※赤字は当方による強調

【参照資料】 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36HO223.html>

自治体「避難計画」実効性検証委員会

繰り返しになりますが、災害対策基本法や原子力災害対策指針などによって 30km 圏自治体に策定が義務づけられている原子力災害地域防災計画（地域防災計画 - 原子力災害対策編）とその中心をなす原子力災害避難計画（以下避難計画）の実効性は、国の行政機関に、それを審査する組織・機関が存在しない以上、当該自治体がみずからその実効性を審査する他はない、もしそれをしないまま、当該原発の再稼働を許すなら、それは原災特措法第 5 条の精神に反することにもなります。原災特措法は、「**国に対しては原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように…必要な措置を講ずる**」ことを義務づける（16 頁表 13 <国の責務> 第 4 条）一方で、当該地方公共団体に対しては「**勧告し、助言し、その他適切な措置をとる**」（表 13 <国の責務> 第 4 条の 2）立場、あくまで助言者、支援者でしかありません。

地方自治体に対しては、「**必要な措置を講ずることにより、災害対策基本法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の責務**」を果たすことを義務づけています。（表 13 <地方公共団体の責務> 第 5 条）

原災特措法と災害対策基本法が折り重なってわかりにくくなっている箇所ではありますが、基本法の該当箇所（第 4 条が都道府県の責務、第 5 条が市町村の責務）は、都道府県に対しては「**市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う**」のに対し、市町村に対しては「**当該市町村の住民の生命、身体及び財産を保護するため…計画を作成し、これを実施する責務を有する**」と明確に謳っています。平たくいって、いったん原発事故が発生して放射能から「**住民の生命、身体及び財産を保護**」する責務は、**国や都道府県には第一義的にはなく、第一義的には「市町村」にある**のです。その市町村が、みずから策定した避難計画の実効性を審査・検証するのは当然すぎるほど当然ではないでしょうか？

余談とはなりますが、2014 年 11 月 7 日、伊藤鹿児島県知事は、鹿児島県として「川内原発再稼働同意宣言」を出してあたかも、鹿児島県民全体が同意したように振る舞いましたが、原災特措法第 4 条及び災害対策基本法第 5 条の趣旨に従えば、「**住民の生命、身体及び財産を保護**」する第一義的責任は鹿児島県にはなく、**鹿児島県の責務は「助け、総合調整」に過ぎず、第一義的責任は市町村にあります**。川内原発に例をとれば、30km 圏自治体、長島町・出水市・阿久根市・さつま町・薩摩川内市・いちき串木野市・始良市・日置市・鹿児島市がそれぞれの地域の「住民の生命、身体及び財産を保護」に第一義的責任を負っているのです。これが法の定めです。

まさに、2014 年 11 月 6 日衆議院原子力問題特別調査委員会で、原子力事業者代表として証言した東電・姉川尚史氏が「**（30km 圏自治体の）地域防災計画が定まっていない、すなわち（当該原発**

の再稼働に）ご理解をいただいていないということであれば、我々事業者として（法的）条件が十分ではないと。再稼働の条件が十分ではないというふうに認識しております」というとおりです。（19 頁「菅直人議員質疑抜粋」の右コラム参照）

30km 圏自治体それぞれが、同意しなければ再稼働の法的要件が揃わないのにもかかわらず、総合調整責務しかない鹿児島県知事の同意宣言でことたれりとする伊藤鹿児島県知事の姿勢は笑止千万といわなければなりません。川内原発再稼働の法的要件はまだ揃っていません。このことを一番よく知っているのは他ならぬ九州電力首脳陣でしょう。

ここに当該自治体による「原子力災害避難計画実効性検証委員会」の必要性和その法的根拠があります。

想定できる当該自治体による「原子力災害避難計画実効性検証委員会」は、行政代表（**市町村長を必ず含みます**）、議会代表（**正副議長を必ず含みます**）、市民代表で構成され、必ず防災科学・原子力災害の専門家委員を 3 名以上含む必要があります。防災科学の観点から、避難計画の科学性、現実性を客観的基準に基づいて評価・検証する必要があるからです。その他に専門家でなくても、経験的に実効性について判定できるケースもあるでしょう。この場合は地域の人たちの方が専門家よりも適切な評価と判定ができる場合もあるかもしれません。その他一般常識レベルで評価・判定ができる場合もあるかも知れません。たとえば愛媛県の策定した広域避難計画では、伊方原発に苛酷事故が発生した場合、そして環境に放射能を放出せざるをえなくなった場合、佐田岬半島（**伊方原発はそのほぼ付け根に位置します**）の住民は船を使って大分県や山口県に避難することになっていますが、その時使用する避難船の中に、国土交通省の保有する灯台見回り船が登場します。これなどは、放射能災害が発生して現地に急行することになったとしても、見回り船だけにどこに位置するか特定できず、果たして実効性があるのか、一般常識レベルでも判断できそうに思います。

もう紙幅がありません。当該「原子力災害避難計画実効性検証委員会」の必要性はあるものの運営費用の問題、専門委員選定の問題など検証委員会スタートには様々な問題があることもまた事実です。中でも「**私たちには問題があまりに難しすぎる。これまで取り組んだことのない問題だ。従って勢い国の指示通り、愛媛県の指導通り動かざるをえない**」（愛媛県・大洲市、危機管理課）というおり、各自治体の自律性の欠如が最大の課題なのだと思います。しかし住民の「生命と安全」に第一義的責任を負っている当該自治体がこの課題を乗り越えなければ、その責務を果たせないこともまた事実です。

広島 1 万人委員会による、四国電力伊方原発 30km 圏原発立地自治体への「避難計画実効性検証委員会」立ち上げの要望書提出

図 9 愛媛県八幡浜市役所 秘書課



八幡浜市で秘書課の担当者に要望書を手渡し、原田代表。このあと危機管理課に案内をいただき担当者と一緒に対応いただいた。

図 10 愛媛県伊方町役場 政策推進課 原子力対策室



伊方町原子力対策室担当者に要望書を手渡し、要望書を読み上げている原田代表。

図 11 愛媛県大洲市役所 危機管理課



大洲市危機管理課の担当者に要望書を手渡し、原田代表。

【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 菅直人議員質疑動画（この検索語ですぐにヒットします）

「30km 圏地元同意がなければ、原発は稼働できない」を衆議院原子力問題調査特別委員会で確認

菅直人：現在、川内原発に関しては（原子炉）設置変更許可がなされたのが、この 9 月 10 日であって、それに引き続いて工事計画認可、さらには保安規定認可、さらには起動前検査、さらには起動後検査、**これらが全部、合格というか、承認された後に最終的に決定**になると。

ですからまだこの中でいえば一番**最初の設置変更許可が出された段階で、その後のことはまだこれからだと。審査を進められていると**、こういう理解を私はしているんですが、委員長、そういう理解で間違いはないでしょうか？

原子力規制委員会委員長 田中俊一：**ご指摘の通り、間違いありません。**

菅直人：報道の責任を委員長に申し上げるのは筋違いかとは思いますが、少なくとも私が目にする色んな報道ではですね、あたかも、もう審査は終わりましたと。規制委員会の方ですよ。もう認可したんですという報道がなされていますので。少なくとも規制委員会として、そういう報道を目にされた時には、それが正確でないとすれば、規制委員会からもそれは正確ではありませんという、きちんとそのことを言って頂きたいということをお願いを申し上げておきます。

菅直人：今日は実は九州電力の社長に参考人としておいでいただきたいという風にお願いしていたんですが、それがかなわなかった中で、だからというわけではありませんが、東京電力はもちろん事故を起こしただけではなくて、原子力事業者としての立場があります。そこでこの原子力事業者たる電力会社というものが、どういう責任と権限を法律上課せられているのかということについて、少しお聞きをしたいと思います。（**当日出席したのは東京電力常務執行役の姉川尚史氏であるが、姉川氏の資格は東電代表者ではなく、一般電気事業者＝電力会社代表であることを菅氏は確認している**）

現在、炉規制法等（原子炉等規制法：正式には『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』）、原子力災害対策特別措置法（『原子力災害対策特別措置法』が正式名称）に原発再稼働に関する規定がいくつかあります。

まず炉規制法では、原子力規制委員会の審査に合格した後でなくては原発を使用してはならない、つまりは**原子力規制委員会に合格をすることが一つの条件**になっております。

他方、原子力災害特別措置法では原子力規制委員会が原子力災害対策指針を定めるとして、その指針に従って地元自治体が地元住民の安全な避難とか、帰還ができる地域防災計画を作ることになっております。

そこでまずあえて原子力事業者である東電、今日は常務においでいただいておりますが、電力会社はですね、この原子力災害対策指針に基づく防災計画、避難とかそういうものが含んだ防災計画についてですね、どのような責任を負っているのか、法律的にどのような責任を負っていると理解されていますか？

東電 姉川尚史：避難については我々の認識、法律の理解は地方自治体の方が責務を負っていると思っております。先ほどから申し上げたのはそれに対して、我々が最大限の貢献をする、協力をするという観点でお答えをしてみました。

菅直人：もう一度確認します。今自治体がと言われましたが少

なくとも原子力事業者である電力会社が最終的な責任を負っているわけではないと。負っていない。そういう意味ですね。今、自治体が、と言われたのは、はっきり教えてください。

姉川尚史：ご回答いたします。ご質問の範囲が住民の方の避難、そしてその後の帰還を的確に行う責任、任務ということでしたので、それについては**自治体さんが法律上も責務を負う**という風になっているというのが私の理解でございます。

菅直人：事業者としては“（責任は）ない”ということですね。

姉川尚史：事業者の一義的な責任ではない、と思っております。

菅直人：まさにそうなんです。事業者の一義的な責任ではないんです。そこでお聞きします。炉規制法でですね、規制委員会の色んな手続きの審査に合格した後でなくては原発を使用してはならないという規定は…これは委員長にお聞きしたほうがいいんでしょうかね。**合格すれば電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか**、それとも今の話のようにいくつかの条件、ま、少なくとも 2 つですね。いわゆる新規制基準に基づく判断は、よく委員長が言われるように規制委員会がやるけれども、もう一つ、避難の問題とかについてはもう一つの条件。ここの炉規制法でいうのはあくまでいくつかの条件の中の必要条件として合格した後でなければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや、**合格したら事業者の判断でやってもいいという理解なのか**。委員長の見解をうかがいます。

（すなわち、菅氏は、住民避難計画の存在は、再稼働を定めた法体系の中で必要条件なのかどうかを問うている）

田中俊一：まずあの、我々が俗にいう審査、適合性審査っていうのは、よく深層防護が 5 段階あると。で、いわゆる 5 つ目が住民の防災避難計画でございます。（原子力規制委員会の『深層防護（5 層）』については、10 頁表 8 参照のこと。田中氏は 4 層までは規制委の規制範囲だが、5 層は範囲外である、と述べている）

その 4 段階までは私共がやります。それで 5 段階の、いわゆる住民の防災避難計画については、これは国の定めでは県、あるいは**当該地方自治体が行うことになっております。そういったものがキチッとできた上でないと現実的には稼働という段階には入らないという風に認識**しております。

これは私も再三申し上げておりますけれども、私どもは、再稼働については申し上げる立場にはないということで、結局事業者だけではなくて、その地域の住民の方々を中心としたそういった**関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずである**と。思っているところで、そういう風にお答えしているところでございます。

菅直人：もう一度重ねてお聞きします。（避難計画など防災対策を）自主的にとかいう表現はですね、やはり曖昧です。法律に基づいてどう判断するかです。今の委員長の発言は 4 層まで、4 段階目までは規制委員会がみると。避難とか何とかについては自分達は判断しないと。しかしその部分についてもキチンと何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ再稼働は出来ないという全体の（法律上の）体系だと。**5 層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OK だとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系**だと。そういう理解ですか？

＜次ページに続く＞

【参照資料】菅直人（衆院）原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 <https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>

<前ページより続き>

田中俊一：住民の防災避難計画についての法の定めっていうんですか、それは地方自治体が責任を持って策定をするってことになってますので、そのことが法の定めであろうかと思えます。

菅直人：ですから聞いているんです。その部分が法の定めということは、そこがキチンとなっているという何らかの決定とか手続きがなされない限りは、**この炉規制法のほうはあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではない**と。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですか？

田中俊一：その通りだと思います。

菅直人：ということはですね、その部分は一体誰が決めるんでしょうか？先ほど東電の常務は自治体といわれましたけれども、自治体が決めるということは、自治体がある意味では承認もできるけれども拒否権も持っているということになります。そういう拒否権を自治体を持っている、あるいは決めることができるという法律をわたくしは知りませんが、どなたか知っている人いますか？経産省でもどこでもいいですよ。

経済産業副大臣 山際大志郎：あの、避難地域防災計画については、これは地方自治体が定めなければならないというふうに義務付けられておりますので、定めなくてもいいんだということはないと思います。ですから、地方自治体を作るということでございます。

菅直人：全く答えになっていません。私は地方自治体を作ること否定しているわけではありません。地方自治体がつくることになっているんです。そのなっている自治体が、最終的にこれで大丈夫と判断するのか、これでダメと判断するのか、そこに判断の権限を与えているんですか、と聞いているんです。答えられますか？

山際大志郎：法令上の、という話でございますので、その地方自治体のつくった地域防災計画それがどのようなものであるかということ、**法令上審査をするということにはなっておりません**。

菅直人：まさにその通りで、審査をすることになっていないということは、それを最終的に決める手続きがないということではないですか。**（菅氏は、深層防護 5 層のうち、4 層までは審査が必要と明確に規定しているが、肝心の 5 層については、審査の規定がない、この法体系上の不備を突いている）**

現実に川内原発の周辺では 30km 圏の自治体の中でも、確かに議会で薩摩川内市のように再稼働に賛成する決議も出されています。しかし他のいちき串木野市とか、始良市のように、場合によったら廃炉まで求めている決議も出ているんです。これ、同じ 30km 圏の自治体です。そうすると、今のお話ですと、**自治体が駄目だと言った時に、いや自治体が例えば駄目だと言うとも、それでやれるんだと言う法律はない**ということですよ。そうすると、ちょうど、東電の常務には気の毒ですが、もう一つだけお聞きします。最後に事実、行動として、再稼働するかどうか、簡単に言うと制御棒を抜いて反応をはじめるという、それがスイッチなのかレバーなのか知りませんが、それは事業者がやることになります。

そのときに今のような、問題が曖昧のままやることができるとですか？それとも何か、政府からの明確な手続きに基づく命令とか指示とかがなければやれないということなんですか、どうですか？

姉川尚史：ご回答いたします。法律についての理解は先ほどお答えしましたけれども、我々事業者が制御棒を抜いて稼働するという準備のためにはですね、地域防災計画が定まっていることが必要ですし、我々の事業者防災業務計画がそれに整合するものでなければなりませんし、これを定めるにあたってはガイドラインが規制委員会からも定めておりますので、それに従っているものになっている必要があります。従ってそれに則した防災計画が、地域と我々で出来ていれば、出来ていればという条件ですが、防災についての一定の対応ができていないかと私は理解しております。

菅直人：そうすると例えば 30km 圏のある自治体ですね、それは困ると。安全に逃げられる条件にないと。だからそれは困るといえば、稼働は出来ないという理解ですね？今の話は。

姉川尚史：現在法律で定めている地域防災業務計画の義務があるのは立地している県、立地している地方自治体と理解しておりまして、その 3 者の地域防災計画が定まっていることが条件だと私は理解しております。

菅直人：その理解はちょっとおかしいんじゃないですか？つまり原子力災害対策指針を出されているのは原子力規制委員会ですよ。そこで概ね 30km という UPZ を指示して、そういう自治体にも地域防災計画を作るよという指示が出ているんですよ。指示が出ているのは、立地県と立地自治体**（直接立地自治体と言う意味）**だけではありませんよ。今のは元々の根っこが間違っているんじゃないですか？

姉川尚史：失礼いたしました。私の回答を訂正いたします。地域防災業務計画は 30km 圏のものでございます。

菅直人：ということは先ほどのと重ねて言うと、**30km 圏自治体がこれでいいと言わないと、スイッチは押せない**。そういう理解でいいんですか？

姉川尚史：はい、えー。・・・**地域防災計画が定まっていなくて、すなわちご理解を頂いていないということであれば、我々事業者として条件が十分ではないと**。再稼働の条件が十分ではないというふうに認識しております。**（姉川氏はここでも重要なことを述べている。すなわち少なくとも電気事業者は、地域防災計画が定まっていなくて 30km 圏の自治体が原発再稼働に理解を示していない、と解釈する、と述べている点だ）**

菅直人：**大変重要な回答を事業者からいただきました**。何故こういう事を言うかということ、一部にですね、規制委員長もおわかりでしょうけども、規制委員会が合格を出したら、あとは電気事業者なり原子力事業者が、自由に、あとは任せられたんだというような言い方を時々する役所の説明が時々あるんですね。それホントにいえるの？という、いやそれはちょっと、国会では言えませんが撤回しますが。ですから私は逆に、そういう風に最後の最後ですね、電気事業者が、原子力事業者が判断したんだという風になるのではないかと心配したわけですが、**少なくとも、今の常務の認識、原子力事業者の認識はですね、そういった 30km 圏の自治体がキチンと了解したということがない限りはやるべきじゃない、やらない、ということ言われたので、これは大変大きな、この問題での大きな発言として受け止めておきたいと思えます**。以上で終わります。

（菅氏の質疑は極めて重要である。法体系の不備を突きつつ 30km 圏自治体同意は再稼働の法的十分条件であることを国会の場で認めさせたことになるからだ）

安倍内閣、原子力規制委、30km圏自治体、3者三つ巴の無責任体制

もし当該 30km 圏自治体が、「住民の生命・安全」を守るその第一義的責務、この場合でいえば「放射能災害広域避難計画」の実効性を検証する責務を放棄した場合、いったい何が起こるでしょうか？それを示したのが図 12 です。

図 12 において、現行原子力規制法体系の中で、オールマイティに近い権限を持つ安倍内閣が、その原発再稼働の最終政治判断を放棄し、原子力規制委員会に責任転嫁している点はもっとも悪質です。またこのままでは「5 層の深層防護」は担保されないという知りつつ再稼働を傍観する原子力規制委も専門家集団だけに、負けず劣らず悪質です。また現行規制法体系の中で、自律性欠如からみずから与えられた任務、住民の生命と安全を守り切る任務を、知識不足から、30km 圏自治体が放棄するとすれば、理解できる面が多々あるというものの、無責任という点では安倍内閣や規制委と同様だといえば、言い過ぎになるでしょうか？

またこの図においてマスコミの悪質さは特筆すべきなのかもしれません。「原発再稼働ムード作り」の旗振り役を担い、「規制委の審査に合格すればすぐ再稼働」というデマを流しながら再稼働を既成事実化し、単純幼稚な論拠で「地元同意は法的要件ではない」というデマを流し続け、原発立地自治体（30km 圏自治体）に無力感を刷り込んできたからです。

各自治体が「広域避難計画実効性検証委員会」をスタートさせること

しかし、現行規制法体系の枠内で各自治体ができることはまだまだ沢山あります。中でも急がれるのは「原子力災害広域避難計画実効性検証委員会」を立ち上げることは前述の通りです。

その実効性について誰も審査・検証しないというのであれば、みずから審査機関を立ち上げて検証するほかはありません。

避難計画の実効性に関して一定の説得力のある結論が出るまで時間がかかるでしょう。恐らく 1 年単位の時間でしょう。焦ることはないと思います。当該自治体は、総合調整機能を有する道府県に地域防災計画の有効性について疑義があるので、提出した計画はいったん取り下げさせてくれ、といえいいのです。「地域防災計画が定まっていなくていいのであれば、再稼働の法的要件は満たさない」（前出・東電姉川氏）ので電力会社は再稼働できません。まっもらえいいのです。計画策定は法的義務であるにしろ、法令は期限まで切っていません。原発再稼働の日程に合わせて避難計画を策定するのではなく、実効性のある避難計画策定の日程に合わせて原発再稼働の日程を計画してもらえいいのです。原発再稼働と人の命とどちらが優先順位が高いのか、という自明の問題でもあります。重要なことは、広域避難計画が本当に実効性があり、当該原発苛酷事故時に地域住民の生命と安全を本当に守れるのかを検証することだと思います。

そして現在のように、第 5 層の実効性に関して、無責任体制のままいかなる原発をも再稼働させてはならない、という点がさらに重要だと思います。もしそれをするなら、これはフクシマ事故の二の舞を演ずることになるからです。これはフクシマ事故の貴重な経験と多くの人の犠牲を無にすることにほかなりません。私たちは同じ誤りをそのまま繰り返すほど愚かではないはずです。

図 12 原発再稼働無責任体制の構図 第 5 層の実効性を巡って

